

資料 5 5 - 2

平成30年用寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可について

(諮問第1167号)



諮問第 1167 号  
平成 30 年 3 月 29 日

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 野田 聖子

### 諮問書

日本郵便株式会社（代表取締役社長 横山 邦男）から、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号。以下「お年玉法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき発行した寄附金付郵便葉書等（平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成 27 年法律第 33 号。以下「特措法」という。）第 15 条の規定に基づき発行されたものを含む。）に付加された寄附金に関し、お年玉法第 7 条第 3 項の規定に基づき配分団体及び当該配分団体ごとの配分すべき額を決定すること並びに同条第 4 項の規定に基づき当該配分団体が守らなければならない事項及び配分金の用途についての監査に関する事項を定めることについて、別添 1 及び別添 2 のとおり、同条第 5 項の規定に基づく認可の申請があった。

これらについて審査した結果は、別紙 1 及び別紙 2 のとおりであり、申請内容は、お年玉法及び特措法の規定に適合しており妥当なものであると認められる。よって、同項の認可をすることといたしたい。

上記について、お年玉法第 11 条の規定に基づき諮問する。

## 審査結果（特措法関係以外）

お年玉法の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
<p>取りまとめた寄附金の額から控除される次の費用の額が妥当であること。</p> <p>ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金のとりまとめのため日本郵便株式会社（以下「会社」という。）において特に要した費用</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため、会社において特に要する費用（寄附金の額の100分の1.5に相当する額を限度） （お年玉法第7条第2項関係）</p>	適	<p>会社は、寄附金の額から控除する費用のうち、左記アの費用として、周知費用（リーフレット作成費等）等を計上しているところ、会社から認可申請に際して提出された参考資料において、当該費用の額は適切に積算されており、妥当なものと認められる。</p> <p>また、会社は、左記イの費用として、寄附金の管理等に要する人件費等を計上しているところ、同様に、当該費用の額は適切に積算されており、かつ、お年玉法第7条第2項に定める限度額を超える部分は会社が負担することとしていることから、妥当なものと認められる。</p> <p>ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめのため特に要した費用 （ア）使途 周知費用（リーフレット作成費等）、業務委託費等 （イ）金額 13,003,799円</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用 （ア）使途 寄附金の管理等に要する人件費、業務委託費等 （イ）金額 4,309,262円 ※お年玉法第7条第2項で定める上限（寄附金額287,284,196円の100分の1.5に相当する額：4,309,262円）を超えていない。</p>
寄附金の配分団体及び配分団体ごとの配分金額が適正に定められていること。	適	配分団体の選定については、 ・お年玉法第5条第2項各号のいずれかの事業を行う団体を対象とし

審査基準	審査結果	理由
(お年玉法第7条第3項関係)		<p>ていること。また、団体の適格性に係る審査項目に不当なものは認められないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価については、事業の先駆性、社会性、実現性及び緊急性を評価項目とし、寄附金申請額、自己負担割合、団体の財政状況を加味することとしており、不当な項目は認められないこと</li> <li>・社外有識者による審査委員会において、複数の委員による事前の評価結果を基に審査を行っており、審査手続は適正であると言えることから、妥当であると認められる。</li> </ul> <p>また、配分金額の決定については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請団体から、申請に係る事業の費用内訳、当該団体の財務状況等に関する資料の提出を受け、費用の必要性、団体の自己負担能力等を踏まえて配分金額を決定することとしていること</li> <li>・社外有識者による審査委員会において、複数の委員による事前の査定結果を基に審査を行っており、審査手続は適正であると言えることから、妥当であると認められる。</li> </ul>
<p>配分金の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項が定められていること。 (お年玉法第7条第5項関係)</p>	適	<p>配分団体が守らなければならない事項として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配分金は、会社が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画以外の使途に使用してはならないこと</li> <li>・実施計画を変更しなければならないときはあらかじめ会社の承認を受けなければならないこと</li> <li>・配分金と他の資金を区別して経理すること</li> </ul> <p>等、配分金の使途の適正を確保するために必要な事項が定められていると認められる。</p>

審査基準	審査結果	理由
<p>配分金の使途についての監査に関し必要な事項が定められていること。 (お年玉法第7条第5項関係)</p>	<p>適</p>	<p>配分金の使途についての監査に関する事項として、配分団体が監査に応じる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法が定められており、監査に必要な事項が定められていると認められる。</p>

## 審査結果（特措法関係）

特措法第 15 条及び同条の規定に基づき適用することとされたお年玉法の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
<p>取りまとめた寄附金の額から控除される次の費用の額が妥当であること。</p> <p>ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金のとりまとめのため日本郵便株式会社（以下「会社」という。）において特に要した費用</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため、会社において特に要する費用（寄附金の額の 100 分の 1.5 に相当する額を限度） （お年玉法第 7 条第 2 項関係）</p>	適	<p>会社は寄附金の額から控除する費用のうち、左記アの費用として、寄附金の取りまとめに要する人件費を計上しているところ、会社から認可申請に際して提出された参考資料において、当該費用の額は適切に積算されており、妥当なものと認められる。</p> <p>また、会社は、左記イの費用として、寄附金の管理等に要する人件費等を計上しているところ、同様に、当該費用の額は適切に積算されており、かつ、お年玉法第 7 条第 2 項に定める限度額を超えないことから、妥当なものと認められる。</p> <p>ア 「東京 2020 大会 [寄附金付] 年賀はがき」の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめのため特に要した費用 （ア）使途 寄附金の取りまとめに要した人件費 （イ）金額 2,455 円</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用 （ア）使途 寄附金の管理等に要する人件費等 （イ）金額 33,837 円 ※お年玉法第 7 条第 2 項で定める上限（寄附金額 34,220,940 円の 100 分の 1.5 に相当する額：513,314 円）を超えていない。</p>
<p>寄附金の配分団体及び配分団体ごとの配分金額が適正に定められていること。 （特措法第 15 条、お年玉法第 7 条第 3 項関係）</p>	適	<p>配分団体の選定については、「東京 2020 大会 [寄附金付] 年賀はがき」は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」</p>

審査基準	審査結果	理由
		<p>という。)が調達する大会の運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行されたものであり、この場合、組織委員会は、お年玉法第5条第2項各号の団体とみなされることが特措法によって定められていることから、妥当であると認められる。</p> <p>また、配分金額の決定については、組織委員会から事業費の内訳等の提出を受け、その一部に充てるものとして、社外有識者による審査委員会において認められたものであることから、妥当であると認められる。</p>
<p>配分金の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項が定められていること。 (お年玉法第7条第5項関係)</p>	適	<p>配分団体が守らなければならない事項として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配分金は、会社が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画以外の使途に使用してはならないこと</li> <li>・実施計画を変更しなければならないときはあらかじめ会社の承認を受けなければならないこと</li> <li>・配分金と他の資金を区別して経理すること</li> </ul> <p>等、配分金の使途の適正を確保するために必要な事項が定められていると認められる。</p>
<p>配分金の使途についての監査に関し必要な事項が定められていること。 (お年玉法第7条第5項関係)</p>	適	<p>配分金の使途についての監査に関する事項として、配分団体が監査に応じる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法が定められており、監査に必要な事項が定められていると認められる。</p>



2017-日総務第 2358号  
2018 年 2 月 23 日

総務大臣

野田 聖子 様

日本郵便株式会社

代表取締役社長 横山 邦男

2018 年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付  
お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体等の認可申請書

お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号）第 7 条第 5 項及びお年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 279 号）第 3 条の規定に基づき、2018 年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体及び配分額並びに配分団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項について、認可を受けたいので申請します。

- 1 配分団体及び配分額  
別添 1 のとおり
- 2 配分団体が守らなければならない事項  
別添 2 のとおり
- 3 配分金の使途についての監査に関する事項  
別添 3 のとおり

## 2018年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体及び配分額について

配分団体総数 175団体 配分総額 300,701,000円

(1) 一般助成 (154団体 243,073,000円)

①社会福祉の増進を目的とする事業 (112団体 176,183,000円)

配分団体		住所	使途内容	配分額 (円)
名称				
社会福祉法人 あげぼの福祉会	045-0024	北海道岩内郡岩内町字野東210番地	障がい者支援施設岩内あげぼの学園利用者の通院・外出・送迎用車両の更新事業	1,747,000
一般社団法人 北海道視覚障害者福祉連合会	060-0002	北海道札幌市中央区北2条西7丁目1-かでの2.7 4階	視覚障害者への情報保障のための点字情報提供事業	1,218,000
社会福祉法人 北海道いのちの電話	060-0031	北海道札幌市中央区北1条東1丁目3番地	視覚障がい者のための電話相談員養成研修増備事業	101,000
公益社団法人 札幌聴覚障害者協会	060-0042	北海道札幌市中央区大通西19丁目1-358 札幌市視聴覚障がい者情報センター内	聴覚障害者の知る権利を保障するためのプロジェクトの増備事業	357,000
特定非営利活動法人 ボラナビ	060-0061	北海道札幌市中央区南1条西7丁目12番地5大通パークサイドビル3階	一人暮らしの方の孤独死を防ぐための孤独死防止サービス事業	500,000
特定非営利活動法人 北海道NPOファンド	064-0808	北海道札幌市中央区南8条西2丁目5-74 市民活動プラザ星園201号室	非営利公益活動の集成的成果を拡大するための社会的インパクト評価促進事業	500,000
社会福祉法人 栗沢福祉会	068-0115	北海道岩見沢市栗沢町最上222-6	特別養護老人ホームいちい荘・新しい荘入居者の通院・外出・短期入所者等の送迎用車両の更改事業	2,000,000
社会福祉法人 雨竜園	078-2600	北海道雨竜郡雨竜町字尾白利加94番地の193	障がい者の作業充実と工賃向上の為にアイスクリーム製造機器の充実事業	900,000
社会福祉法人 赤平友愛会	079-1102	北海道赤平市幌岡町47番地	特別養護老人ホームの通院・外出・短期入所送迎等の車両の増車事業	2,000,000
特定非営利活動法人 きらりスマイル音更の会	080-0318	北海道河東郡音更町緑陽台南区24番地8	きらりスマイル音更の会 送迎用車両の増備事業	1,200,000
特定非営利活動法人 陽向ぼっこ	088-0301	北海道白糠郡白糠町東1条南1丁目2番地36	認知症予防訓練治療教室の外壁及び水漏れ修理工事	2,120,000
社会福祉法人 かたばみ会	998-0015	山形県酒田市北千日堂前字松境18番1	「多機能施設利用者のための訪問、通いサービス等の送迎用車両の増備事業」	1,000,000
特定非営利活動法人 World Open Heart	980-0811	宮城県仙台市青葉区1番町1丁目6-22 シャンボール一番町704	犯罪加害者家族の現状と支援を考えるシンポジウムと相談会の開催	2,100,000
特定非営利活動法人 みやぎ発達障害サポートネット	980-0904	宮城県仙台市青葉区旭ヶ丘3丁目20-16	発達障害のある子どもたち一人一人が輝く発達支援事業 ～成人期を見据えた活動と自立を支える場所づくりのモデル事業～	1,680,000
社会福祉法人 わたげ福祉会	984-0823	宮城県仙台市若林区遠見塚1-18-48	就労継続支援B型事業所「わたげの樹」の施設外作業で使用車両の更改事業	1,300,000
一般社団法人 シャローム福祉会	960-1241	福島県福島市松川町東原17-3	障害者就労支援施設ベーシック憩の照明設備の利便性向上のための改修事業	1,208,000
特定非営利活動法人 ふくしま成年後見センター	960-8111	福島県福島市五老内町6-4 フジコーポラス101	判断能力が不十分な者、一人暮らし高齢者等を支援するための成年後見・たすけあい事業	500,000
特定非営利活動法人 みんなの広場	303-0031	茨城県常総市水海道山田町1089-6	地域に根付いたコミュニティカフェの立ち上げ事業	2,784,000
特定非営利活動法人 宇都宮子ども劇場	321-0165	栃木県宇都宮市緑2丁目33-10	「ちいさげきじょう～0歳～3歳児親子が今を楽しみ育ち合うための観賞・体験事業～」	500,000
社会福祉法人 津田福祉会	322-0011	栃木県鹿沼市白桑田254-5	特別養護老人ホームさつき荘等の通院・外出・送迎用車両の増備事業	1,500,000

配分団体		住所	使途内容	配分額 (円)
名称				
特定非営利活動法人 CCV	322-0026	栃木県鹿沼市茂呂1977-2	就労継続B型事業の工賃向上のために新規開店するデリカ&カフェの厨房設備設置事業	1,600,000
社会福祉法人 圓会	373-0024	群馬県太田市上小林町1465-1	特別養護老人ホーム にらがわの里 利用者の通院・外出・送迎用車両の増備事業	630,000
社会福祉法人 梅田福祉会	376-0601	群馬県桐生市梅田町4丁目1774-4	特別養護老人ホームきざぎの郷の通院・外出・送迎及び公益事業の実施のための車両の増備	1,610,000
特定非営利活動法人 夢舞台	350-1205	埼玉県日高市原宿89-10	自立援助ホームの移転に伴う生活家電・家具の新規配備・更改事業	1,528,000
特定非営利活動法人 つくしんぼ会	362-0803	埼玉県北足立郡伊奈町大針619番地4	つくしんぼ保育園の園外保育のための園バス車両の新規配備事業	1,500,000
社会福祉法人 千葉いのちの電話	260-0012	千葉県千葉市中央区本町3-1-16 CIDビル	電話相談員の相談対応香ブラッシュアップ研修及び研修ボランティア養成事業 (第二次)	500,000
社会福祉法人 いちいの会	270-0222	千葉県野田市木間ヶ瀬3121	知的障害者支援施設に入所をする利用者の通院・外出・送迎用車両の更改事業	1,240,000
特定非営利活動法人 スマイルクラブ	277-0858	千葉県柏市豊上町23-29	障がい者スポーツの一般普及に視点をのいた日本の障がい者スポーツ情報設備事業	4,000,000
社会福祉法人 琢心会	290-0178	千葉県市原市神崎263-1	ケアハウス辰巳彩風苑の外出・送迎用車両の更改事業	1,000,000
更生保護法人 川崎自立会	210-0847	神奈川県川崎市川崎区浅田1丁目4番2号	更生保護法人在所者の出迎え及び通院用車両の購入事業	997,000
一般社団法人 聖羅会	224-0023	神奈川県横浜市都筑区東山田町1261-1	障がい者の誤嚥性肺炎予防システム構築のための嚥下内視鏡による嚥下評価機器の新規設置事業	2,916,000
特定非営利活動法人 夢の交差点	245-0003	神奈川県横浜市泉区岡津町2147-4	障がい者作業所型施設の増設に伴う、厨房設備(オープン用架台と調理台)を購入する事業	151,000
一般社団法人 かまくら認知症ネットワーク	247-0053	神奈川県鎌倉市今泉台4-11-2	若年性認知症生活サポート事業	500,000
特定非営利活動法人 てくてく	252-0185	神奈川県相模原市緑区日蓮618-3	障害者の新たな仕事提供および工賃の向上をめざし、地域住民との繋がりをより深くするための食品乾燥機の新規設置事業	569,000
特定非営利活動法人 NPOかむ	252-0226	神奈川県相模原市中央区陽光台二丁目2番8号 EMビル201	精神障害者自立生活訓練事業所(通所型・訪問型)の設置のための改修工事	3,600,000
特定非営利活動法人 虹の谷	400-0845	山梨県甲府市上今井町260-6五幸ビル4F	健全育成を目的とした「ファーム教室」	500,000
更生保護法人 東京保護観察協会	100-0013	東京都千代田区霞が関1-1-1	更生保護施設敬和園の被保護者出迎え等及び処遇諸活動のための車両の更改事業	1,367,000
一般社団法人 日本いのちの電話連盟	102-0071	東京都千代田区富士見1-2-32	若者等のためのチャット形式によるインターネット相談支援事業	500,000
特定非営利活動法人 日本バリアフリー協会	102-0093	東京都千代田区平河町1-7-16 ビュロー平河町801号	障がい者の就労、余暇活動の拡大、および一般の人々との場の共有を進めるための音楽イベント事業	4,000,000
特定非営利活動法人 シャイン・オン・キッズ	103-0023	東京都中央区日本橋本町3-3-6 ワカ末ビル7階	小児がんや重い病気とたたかう子どもたちと家族の支援 ファシリテッドッグを活用した緩和ケアプログラムの新規病院導入事業	4,000,000
一般社団法人 ギャンブル依存症問題を考える会	104-0042	東京都中央区入船1-6-12-602	ギャンブル依存症者の回復支援のための「情報総合ポータルサイト」の制作・運営事業	3,280,000
特定非営利活動法人 東京盲ろう者友の会	111-0053	東京都台東区浅草橋1-32-6 コスモス浅草橋酒井ビル2階	障害者相談事業所に対する盲ろう者への支援技術の向上のためのテキスト作成、及び研修事業	2,668,000
公益社団法人 青少年健康センター	112-0006	東京都文京区小日向4-5-8 三軒町ビル102	オープンダイアログ ワールドカンファレンス(仮)の実施	3,679,000

配分団体		用途内容	配分額 (円)
名称	住所		
特定非営利活動法人 全国女性 シェルターネット	113-0033 東京都文京区本郷1丁目35-28メ ゾンドール本郷302	DV・性暴力被害者支援員養成とスキルアップの ための講座実施事業	3,280,000
特定非営利活動法人 風の子会	125-0031 東京都葛飾区西水元5-11-3	重度障がい者の自立と地域生活への移行を目指す 本人と家族への支援事業	500,000
一般社団法人 はびなす	157-0067 東京都世田谷区喜多見7-25-17 サンユーキャッスルII 1階7号室	医療ケアを伴う重症心身障害児の生命と安全を守る ための機器設置事業	314,000
特定非営利活動法人 タートル	160-0003 東京都新宿区四谷本塩町2番5号 (社福)日本盲人職能開発セン ター東京ワークショップ内	中途視覚障害者のための就労相談・支援活動事業	800,000
特定非営利活動法人 日本点字技 能師協会	169-8664 東京都新宿区西早稲田二丁目18 番2号 日本盲人福祉センター内	点字者のスキルアップと資格チャレンジのための 研修会事業	450,000
公益社団法人 日本てんかん協会	170-0005 東京都豊島区南大塚3-43-11 福 祉財団ビル7F	支部機関紙「わかしお」の印刷及び本部発行 「波」を買取り、会員や関係者への発送に関わる 事業	356,000
特定非営利活動法人 くーくーら いぶ	180-0013 東京都武蔵野市西久保2-3-12	年齢制限のない子どもの読書環境のサポートと居 場所をつくる「子ども文庫」運営事業	4,000,000
更生保護法人 紫翠苑	193-0932 東京都八王子市緑町78-1	被保護者迎え等及び処遇諸活動のための車両の 更改造業	1,024,000
社会福祉法人 そよかぜ	205-0002 東京都羽村市栄町3丁目3-1	リサイクルショップくれよんの利用者送迎・就労 継続支援B型の販売提供品の引き取り用車両の増 車事業	1,158,000
社会福祉法人 長野県身体障害者 福祉協会	380-0928 長野県長野市若里7-1-7 長野県 社会福祉総合センター5階	上田点字図書館の点字プリンターの更改造業	894,000
特定非営利活動法人 長野県N P Oセンター	381-0034 長野県長野市大字高田1029-1エ ンドウビル1F	地域課題解決を目指すみんなのポータルサイト 「ナガクル」充実・県内展開事業	500,000
社会福祉法人 廣望会	381-0102 長野県長野市若穂保科3654	障がい福祉サービス事業所の利用者の送迎・外出 時用バスの新規整備事業	2,000,000
社会福祉法人 すこう福祉会	382-0004 長野県須坂市大字小河原1234-1	指定障害福祉サービス事業所「ワークハウスわら しべ」の軽作業部門における資源回収用軽トラッ ク車の更新作業	556,000
特定非営利活動法人 新田の風	386-0011 長野県上田市中央北1丁目2-11	「安心して老いを迎えられるまちづくり」の取り 組みの拡散事業	2,961,000
社会福祉法人 越後上越福祉会	942-0411 新潟県上越市安塚区安塚2209番 地3	特別養護老人ホームあいれふ妙高の通院・外出・ 及びショートステイ送迎用車両の更改造業。	2,200,000
社会福祉法人 上越福祉会	943-0878 新潟県上越市大字下馬場576番地 78	にしき園が実施する放課後等デイサービスの送迎 用等車両の増備事業	500,000
社会福祉法人 南魚沼福祉会	949-6680 新潟県南魚沼市六日町712番地4	セルフこぶし工房の就労訓練のための作業用車両 の新規整備事業	1,000,000
社会福祉法人 大佐渡福祉会	952-1646 新潟県佐渡市相川大浦533番地2	デイサービスセンター利用者の送迎用リフト付き 特殊車両の更新事業	1,974,000
社会福祉法人 手取会	920-2322 石川県白山市佐良口123番地	デイサービスの利用者送迎用車両の更改造業	2,000,000
特定非営利活動法人 ハートオブ マインド	916-0019 福井県鯖江市丸山4丁目301番2	障がい者就労継続支援事業所食品製造部門の生産 性向上、および焼き菓子製造の幅を広げるため の、生地延ばし機器、および焼成機器の新規設置 事業	3,280,000
社会福祉法人 一乗谷友愛会	918-8135 福井県福井市下六条町18字32番	施設入居者・利用者の自由な生活の実現のための 外出支援・送迎用福祉車両の増備事業	1,800,000
特定非営利活動法人 サステナブル ネット	433-8122 静岡県浜松市中区上島6丁目25- 13-101	貧困の連鎖を無くすためのフードシェアリング事 業	2,430,000
特定非営利活動法人 ぶらいどサ ポートセンター	436-0112 静岡県掛川市細谷880-2	地域老人の介護予防のための活動事業及び居場所 作り	400,000

配分団体		住所	用途内容	配分額 (円)
名称				
特定非営利活動法人 パンドラの会	448-0011	愛知県刈谷市築地町一丁目5番地4	働く上でのコミュニケーションに生き辛さを抱える大人の発達障がいのある人のための「コミュニケーションを楽しく試す ワークショップ事業」	528,000
特定非営利活動法人 名古屋おやこセンター	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内一丁目14-12 グランビル2B	イヤイヤ期の子育てを楽しく（児童虐待から子どもを守るための事業）	500,000
特定非営利活動法人 名古屋難民支援室	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内2-1-30 丸の内オフィスフォーラム7F 川口法律事務所内	急増する難民認定申請者への支援を効率化するためのデータベース導入事業	2,000,000
特定非営利活動法人 ドリーム	460-0003	愛知県名古屋市中区錦2丁目13-24先 地下1階31番14号	脳卒中障害者の居場所づくり・生きがいづくりのための活動推進事業	1,080,000
特定非営利活動法人 ミーネット	460-0011	愛知県名古屋市中区大須4丁目11番地39号 川本ビル2階	就労世代のがん患者が治療と仕事を両立するためのピアサポートによる相談支援事業	500,000
特定非営利活動法人 こどもサポートネットあいち	462-0058	愛知県名古屋市中区西志賀町5丁目13番地1	おもちゃ・えほんを中心とした地域の子育て相談・居場所交流サロン事業	2,160,000
特定非営利活動法人 むぎの花	470-1132	愛知県豊明市間米町純堀1821	障がい者就労継続支援B型事業所むぎの花が農地バンク制度を活用した農地で野菜の自家生産を行うための管理(耕運機)購入事業	160,000
特定非営利活動法人 子育て支援を考える会 TOKOTOKO	478-0065	愛知県知多市新知東町1丁目3-4	自閉スペクトラム症児（広範性発達障がい児、診断がない状態の子どもを含む）の支援充実を図るため、米国サンライズプログラムを参考にした乳幼児期からの保育・子育て支援で活用できる療育プログラムの開発事業	4,000,000
特定非営利活動法人 愛知家族会	489-0924	愛知県瀬戸市城ヶ根町47番地63	薬物依存症問題解決フォーラム開催	208,000
更生保護法人 三重県保護会	514-0806	三重県津市上弁財町11-11	被保護者出迎え等及び処遇諸活動のための車両の更替事業	1,100,000
特定非営利活動法人 滋賀県難病連絡協議会	520-0044	滋賀県大津市京町四丁目3-28	難病患者が住みよいまちづくりのためのモデル事業	350,000
社会福祉法人 美輪湖の家大津	520-0837	滋賀県大津市庄2丁目2-11	居宅介護事業所きりんが実施する支援（通院同行・余暇支援等）に使用する車輛の増配備事業	800,000
社会福祉法人 華頂会	520-2144	滋賀県大津市大萱7丁目7-1	特別養護老人ホーム福寿荘の空調設備の改善のための改修事業	520,000
特定非営利活動法人 しが盲ろう者友の会	523-0817	滋賀県近江八幡市浅小井町925番地	盲ろう者通訳・介助者養成講座及び通訳・介助者の資質向上研修会等で使用するための「プロジェクト・放送設備」の購入事業	360,000
特定非営利活動法人 アメニティー・ライフサポート・アシスト	630-8325	奈良県奈良市西木辻町91番地の4	「住宅確保配偶者への住居支援活動事業」NPO法人アメニティー・ライフサポート・アシストが居住支援法人を指定取得後住宅確保用配偶者の空き家管理・登録住宅の紹介・生活支援サービス等の住居支援活動事業。	800,000
社会福祉法人 めくもり	632-0054	奈良県天理市檜垣町743番地の1	重症児の短期入所事業を始めるための施設エレベーターの修繕事業	4,500,000
特定非営利活動法人 はまゆう作業所	646-0036	和歌山県田辺市上屋敷2-18-6	障害者就労支援事業における農作業の為の鉄骨農業ハウスの新規設置事業	4,000,000
特定非営利活動法人 Homedoor	531-0072	大阪府大阪市北区豊崎1-8-11	ホームレスの人の路上脱出のための社会的つながりの回復と企業とのマッチング事業	3,200,000
一般社団法人 こどものホスピスプロジェクト	538-0035	大阪府大阪市鶴見区浜1丁目1-77 あそび創造広場 TSURUMI こどもホスピス	次世代を担うこともたちのための「あそび創造広場」での多様な体験活動向上に向けた原っぱエリア園路改修事業	4,500,000
特定非営利活動法人 ちゅうぶ	541-0032	大阪府大阪市東住吉区田辺5-5-20	大阪の2大ターミナル梅田地区、なんば地区街連絡エレベーター等のバリアフリーマップを作成し、障害者などに配布する事業	2,400,000
特定非営利活動法人 トウギャザー	556-0011	大阪府大阪市浪速区難波中3-9-1 難波ビルディング403号室	福祉事業所で働く障害者の自立支援と社会参加のための郵便協働による販路拡大事業	4,000,000
社会福祉法人 花の会	569-1042	大阪府高槻市南平台三丁目29番9号	生活介護事業を実施する施設（第4共働舎花の会・こすもす）の生産活動活性化と安全性向上の為の店舗改修事業	4,000,000

配分団体		用途内容	配分額 (円)
名称	住所		
公益財団法人 兵庫アイバンク	650-0017 兵庫県神戸市中央区楠町7-5-2 神戸大学院学部附属病院内	眼球提供に伴う移植医療に係わる機器の整備事業	950,000
社会福祉法人 緑水会	651-1311 兵庫県神戸市北区有野町二郎字 菴谷898番10	ご利用者の安全で快適な生活を確保するための低床タイプを含む3モーターベッドの更新設置事業	1,904,000
特定非営利活動法人 フリーヘルプ	653-0036 兵庫県神戸市長田区院塚町5丁目 3番1 アスタくにづか1番館南棟 109	古着のチャリティーショップにて女性や生活困窮者が社会復帰を目指し就労体験を行うための施設開設に伴い、荷物用昇降機を新規設置する事業。	1,654,000
特定非営利活動法人 ポレロ	657-0835 兵庫県神戸市灘区灘北通3丁目2- 8	知的障害者授産施設ポレロの工賃向上のためのお菓子製造機器等の新規設置事業	1,220,000
社会福祉法人 たんぼぼ	658-0044 兵庫県神戸市東灘区御影塚町3- 6-10 エヌケイビル4階	多機能事業所たんぼぼの農地に関わる獣害対策用防護柵設置と、耕運機購入事業	720,000
社会福祉法人 但馬福祉園	667-0032 兵庫県養父市八鹿町小山字西家 ノ上307番地の1	特別養護老人ホーム妙見荘の通院・短期入所並びにデイサービス送迎用車両の更改造業	1,200,000
社会福祉法人 しあわせ福祉会	675-2241 兵庫県加西市段下町848-14	加西の里デイサービスセンターの外出・送迎用車両の更改造業	1,000,000
特定非営利活動法人 ポケットサポート	700-0932 岡山県岡山市北区奥田本町22-2	事務所での障害者交流および雇用のためのバリアフリー改修事業	3,807,000
特定非営利活動法人 おかやま多機能サポートネット	714-0096 岡山県笠岡市九番町1-22	「高齢者等への安否確認を兼ねた配食事業」	300,000
特定非営利活動法人 日本率夏友好交流協会	690-0012 島根県松江市古志原6-10-53	介護人材確保のための島根県介護福祉士養成施設への留学生確保事業	500,000
特定非営利活動法人 はとぼっぼ	697-0033 島根県浜田市朝日町93-12	デイサービスの送迎・外出用車両のための更改	1,500,000
特定非営利活動法人 きずな	739-0033 広島県東広島市西条町馬木391-2	多機能型事業所きずなの一般企業への就職・定着のための人口光源野菜栽培システムの導入事業	2,320,000
特定非営利活動法人 咲良の会	739-1731 広島県広島市安佐北区落合五丁目 1-18-2-201号	異なるタイプの複層的居場所づくりによって独居等高齢者を支援する事業	500,000
特定非営利活動法人 みんなのふるさと	754-0002 山口県山口市小郡下郷1626番地6	福祉総合施設みんなのふるさと利用児童及び高齢者のための設備更改造業	280,000
社会福祉法人 善通寺福祉会	765-0001 香川県善通寺市仙遊町二丁目3番 43号	特別養護老人ホーム仙遊荘施設利用者の洗濯支援のための業務用洗濯機・乾燥機の更新設置事業	2,384,000
特定非営利活動法人 シクロリズムしまなみ	794-0026 愛媛県今治市別宮町八丁目1番55 号	高齢者等の余暇活動支援のための自転車タクシー運用実験	2,151,000
社会福祉法人 筑紫野市社会福祉協議会	818-0013 福岡県筑紫野市岡田3丁目11-1	不登校に悩む保護者支援サポーター養成講座事業	500,000
社会福祉法人 糸田町社会福祉協議会	822-1316 福岡県田川郡糸田町1971番地の1 糸田町社会福祉センター内	学童クラブの保護者会及び指導員負担軽減のための活動車両の整備事業	900,000
社会福祉法人 共生の里	824-0036 福岡県行橋市南泉2丁目28-2	就労継続支援B型事業 造園管理作業・通勤用トラック車両 増設事業	1,231,000
社会福祉法人 鎮西会	825-0002 福岡県田川市伊田660	保育所に通う児童のための通所送迎車両購入事業	1,300,000
特定非営利活動法人 宇佐市障がい者共同受注協議会	879-0472 大分県宇佐市大字上元重687-1	障害福祉サービス事業所の就労継続支援A型・B型・地域活動支援センターのご利用者送迎等車両の更改造業生産活動事業拡大のため、冷凍庫と草刈機の新規設置事業	1,800,000
社会福祉法人 七城福祉会	861-1367 熊本県菊池市七城町流川421番地	就労支援センターいやしきの通所利用者の方の送迎車両の購入事業	1,569,000
特定非営利活動法人 さらだ	885-0022 宮崎県都城市小松原町6街区11号 69-9	多機能型児童発達支援事業所の新築に伴う園庭の安全性向上と園外活動の充実のための改修事業	2,400,000
特定非営利活動法人 いちごいち笑～明日香の家族～	899-2502 鹿児島県日置市伊集院町徳重 1786番地2 前田平住宅4号棟106	維持存続が危ぶまれる寄田地域の寄田地域民のためのひだまりハウスを活用した日中孤立防止事業	500,000

②風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業(4団体 8,731,000円)

配分団体		住所	用途内容	配分額 (円)
名称				
特定非営利活動法人 ボランタリー・アーキテクト・ネットワーク	156-0043	東京都世田谷区松原5-2-4	紙の間仕切りシステムを使用した避難所環境改善のための防災プログラム提供事業	2,400,000
一般社団法人 ピースボート災害ボランティアセンター	169-0075	東京都新宿区高田馬場3-13-1-2 F-A	【緊急支援】風水害による被害を受けた浸水家屋へのボランティアによる清掃活動に必要な資機材である送風機の新規設置事業	331,000
特定非営利活動法人 災害ボランティアネットワーク鈴鹿	510-0254	三重県鈴鹿市寺家三丁目33-33	災害時にも平時にも”見えない困難”を抱える要支援者を理解し守る「地域見守り人材養成」の全国展開事業	2,800,000
特定非営利活動法人 暮らしづくりネットワーク北芝	562-0014	大阪府箕面市豊野2-11-4	地域で孤立する住民が防災活動につながることを目的とした支えあい・つながりづくり事業	3,200,000

③がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業(2団体 7,500,000円)

配分団体		住所	用途内容	配分額 (円)
名称				
公益財団法人 宮城県対がん協会	980-0011	宮城県仙台市青葉区上杉5丁目7-30	宮城県民の健康管理のための胃内視鏡検診システムの新規開発事業	3,500,000
特定非営利活動法人 日本 I D M ネットワーク	840-0823	佐賀県佐賀市柳町4-13	1型糖尿病患者の低血糖を感知し対処するための犬の養成事業	4,000,000

④交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業(2団体 3,361,000円)

配分団体		住所	用途内容	配分額 (円)
名称				
特定非営利活動法人 勿来まちづくりサポートセンター	974-8223	福島県いわき市佐糠町東1丁目19-5	水難事故防止のためのいわきサーフライフセービングクラブ設立事業	2,925,000
公益社団法人 日本水難救済会	102-0083	東京都千代田区麹町4丁目5番地	水難救済思想の普及(「海の安全ハンドブック」作成)	436,000

⑤文化財の保護を行う事業(1団体 450,000円)

配分団体		住所	用途内容	配分額 (円)
名称				
特定非営利活動法人 大牟田・荒尾炭鉱のまちファンクラブ	836-0841	福岡県大牟田市築町2-8 大牟田カメラ3階	三池炭鉱(世界文化遺産)で使役された日本在来馬の顕彰、保護、共生を目的とした調査・啓発事業	450,000

⑥青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業(28団体 35,211,000円)

配分団体		住所	用途内容	配分額 (円)
名称				
特定非営利活動法人 ゆめの種子(たね)トーベツ	061-0218	北海道石狩郡当別町樺戸町106番地21	湯山家旧宅の利便性向上のための改修事業	3,255,000
特定非営利活動法人 盛岡ユースセンター	020-0022	岩手県盛岡市大通三丁目1-23 クリエイトビル3階	不登校生と保護者および関係者のエンパワーメントのためのセミナーおよび体験活動事業	500,000
特定非営利活動法人 次世代教育センター	302-0038	茨城県取手市下高井1271番地	次世代を担う子どもの健全育成のための、教育プロジェクト事業-英語・科学・自然体験活動-	430,000
特定非営利活動法人 子ども劇場千葉県センター	260-0031	千葉県千葉市中央区新千葉2-17-6 サンコート新千葉102号	長期入院や児童福祉施設にいる子どものQOL向上のための笑顔のおくりもの事業	1,944,000
特定非営利活動法人 子どもっとまつど	271-0051	千葉県松戸市馬橋2855番地 マンションニュー松戸407号	主に学童期の子どものと障がい者との交流を図ることのできる「心のバリアフリー」を推進する事業	500,000
一般社団法人 自在	220-0006	神奈川県横浜市西区宮ヶ谷3-1 ハイツIMA13F	困難を抱えた若者(不登校・ひきこもり・貧困)のための学習支援及び家庭支援事業	4,500,000

配分団体		用途内容	配分額 (円)
名称	住所		
特定非営利活動法人 ムーミンの会	220-0055 神奈川県横浜市西区浜松町10番10号 なかまの杜	ムーミンなかま食堂事業	500,000
特定非営利活動法人 のあインターナショナルスクール	247-0024 神奈川県横浜市栄区野七里一丁目37-10	障がいの有無にかかわらず、子ども一人ひとりの特性に応じた特別支援教育事業	350,000
特定非営利活動法人 みんなの街	408-0202 山梨県北杜市明野町小笠原3562	参加者による自己運営を目指した、自分で考え、動ける力を育むフィールド作り	500,000
公益社団法人 全国少年警察ボランティア協会	102-0093 東京都千代田区平河町1丁目8番2号 山京半蔵門パレス303号	インターネット利用に係る非行及び被害防止対策の推進のためのセミナー事業	500,000
特定非営利活動法人 ピアサポートネットしづや	150-0013 東京都渋谷区恵比寿4-7-7 KTビル201	ひきこもり状態にある若者とその家族をピアサポートで支えるための訪問支援員の養成事業	1,600,000
特定非営利活動法人 CNSネットワーク協議会	151-0051 東京都渋谷区駄ヶ谷四丁目26番11号 代々木TH&ビル5階	ひきこもりの若者を抱える家族の心のケア及び支援力向上のための家族会事業	480,000
特定非営利活動法人 チャイルドライン支援センター	162-0065 東京都新宿区住吉町8-5 曙橋コーポ2A	子ども達が生きやすい環境を整えることを目指し行うチャイルドライン全国フォーラム事業	2,593,000
特定非営利活動法人 東京児童文化協会	162-0804 東京都新宿区中里町3番地 南雲荘202	高齢者や被災者を励ますための「お手紙キャラバン隊」事業	4,000,000
特定非営利活動法人 芸術資源開発機構	168-0082 東京都杉並区久我山5-23-2	高校生の「生きる力」をはぐくむための美術鑑賞教育を促進する事業	500,000
特定非営利活動法人 市民共同学習プロジェクト子どもひろば	208-0002 東京都武蔵村山市神明2丁目38-18	不審者の犯罪被害から子どもを守るための安全講習事業	430,000
公益財団法人 金沢子ども科学財団	920-0913 石川県金沢市西町三番丁16番地	児童生徒のハイレベルな算数・数学問題へのチャレンジを支援するオリンピック支援講座事業	400,000
特定非営利活動法人 しずおか環境教育研究会	422-8077 静岡県静岡市駿河区谷田1170-2	環境教育の場の創造のための担い手創出事業	350,000
特定非営利活動法人 こどもNPO	458-0818 愛知県名古屋市長区鳴海町字大清水69-1116	子どもの最善の利益保障と子どもの社会参画を一体推進する地域の場づくり事業	2,959,000
特定非営利活動法人 日本こころのカウンセリング協会	471-0823 愛知県豊田市今町3-7-50	不登校や引きこもりのサポーター養成のための講習会事業	350,000
特定非営利活動法人 すいた体験活動クラブ	565-0854 大阪府吹田市桃山台2-3-10-402	児童たちが校庭で「サツマイモ」と「ジャガイモ」を栽培する学習支援事業	400,000
特定非営利活動法人 子どもNPOはらっぱ	599-0202 大阪府阪南市下出477-5 こどもセンター（ふれ愛ホーム）	「18歳までの子どもの声を聴く相談員配置」のための基礎整備事業	450,000
特定非営利活動法人 ふおーらいふ	655-0022 兵庫県神戸市垂水区瑞穂通7-2	不登校・発達障害の子どもが社会的自立に向かうための教育支援プログラムの構築事業	1,600,000
特定非営利活動法人 えひめ子どもチャレンジ支援機構	791-1136 愛媛県松山市上野町甲650番地 愛媛県生涯学習センター内	青少年の健全育成を支える地域教育の再構築事業	500,000
特定非営利活動法人 どんぐり王国	797-0010 愛媛県西予市宇和町明間1766番地	不登校・ひきこもりの青少年に対する学校復帰、社会復帰及び就労支援のための冷蔵設備付倉庫設置事業	2,820,000
社会福祉法人 興隆会	879-0607 大分県豊後高田市新栄字浦1208番地1	保育備品運搬及び保育環境整備のための車両導入事業	600,000
特定非営利活動法人 ネットポリス鹿児島	892-0862 鹿児島県鹿児島市板元町7番74号	青少年が正しくスマートフォン等を利活用できる環境づくりのための指導者養成講習（安心ネット指導員養成講座）	500,000
一般社団法人 沖縄産業開発青年協会	905-1204 沖縄県国頭郡東村字平良380-1	沖縄県産業開発青年協会における隊員送迎ならびに視察者の協会内案内のための輸送車輛の購入事業	1,700,000

⑦健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業(1団体 363,000円)

配分団体		用途内容	配分額 (円)
名称	住所		
特定非営利活動法人 A S A 奄美 スポーツアカデミー	894-1113 鹿児島県奄美市住用町見里1084-1 奄美体験交流館内	鹿児島県・全国障害者スポーツ大会にむけたスポーツ環境設備を図るための事業	363,000

⑧開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業(1団体 3,360,000円)

配分団体		用途内容	配分額 (円)
名称	住所		
特定非営利活動法人 メンター ネット	700-0807 岡山県岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ2階3号室	外国人技能実習生のための教育支援事業	3,360,000

⑨地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るために行う事業  
(3団体 7,914,000円)

配分団体		用途内容	配分額 (円)
名称	住所		
特定非営利活動法人 富士山測候 所を活用する会	102-0083 東京都千代田区麹町1-6-9 D I K 麹町ビル901	地球環境観測拠点としての富士山測候所の自立電源による越冬稼働の為の事業	3,346,000
特定非営利活動法人 環境修復保 全機構	195-0064 東京都町田市小野路町2987-1	家庭用炭素貯金キットを活用した低炭素・循環型社会の形成促進事業	2,968,000
特定非営利活動法人 R. I. La	207-0012 東京都東大和市新堀2-1453-61	東京都多摩エリアにおける里山における竹林の整備活動並びに里山に生息する野生動物の調査活動	1,600,000

(2) 東日本大震災及び平成28年熊本地震の被災者救助・予防(復興)助成(21団体 57,628,000円)

東日本大震災及び平成28年熊本地震による被災者の救助又はその予防(復興)を目的とする事業

配分団体		用途内容	配分額 (円)
名称	住所		
特定非営利活動法人 心の架け橋 いわて	020-0013 岩手県盛岡市愛宕町11-10-407	東日本大震災被災者のメンタルヘルスケアのための長期支援事業	3,178,000
特定非営利活動法人 吉里吉里国	028-1101 岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里3-6-28	大槌の地域復興のための大槌の森林の再生と人材の育成事業	3,003,000
一般社団法人 MMIX Lab	980-0812 宮城県仙台市青葉区片平1丁目3-2-910	復興公営住宅等の被災住民主導でコミュニケーション向上のための食とアートによる復興支援事業	3,960,000
特定非営利活動法人 仙台夜まわり グループ	983-0044 宮城県仙台市宮城野区宮千代2丁目10番12号	「仙台及び東北全域の被災者を含む生活困窮者のための相談業務及び、生活取り戻し伴走事業」	2,800,000
特定非営利活動法人 亘理いち ごっこ	989-2351 宮城県亘理郡亘理町字南町東1-1	被災地域住民による健康的手作りの食を通したコミュニティ活動	4,500,000
宗教法人 御霊神社	960-1435 福島県伊達郡川俣町字大作18番地	被災地復興のための踊り舞台等保管庫新築工事事業	4,000,000
特定非営利活動法人 ビーンズふ くしま	960-8066 福島県福島市矢剣町22-5	避難生活を送る子どものための居場所づくりとそこでの遊び・学習・地域との交流機会づくり事業	4,000,000
特定非営利活動法人 市民公益活 動パートナーズ	960-8101 福島県福島市上町3番4号 コマ福島ビル9号	被災地から信頼されるための組織づくりと公益法人・認定NPO法人への移行支援事業	3,580,000
特定非営利活動法人 表郷ボラン ティアネットワーク	961-0416 福島県白河市表郷金山字越堀151番地1	被災地高齢者の生活支援(ご用聞き)及び、原子力災害風評被害払拭、安心・安全PR事業	900,000
特定非営利活動法人 会津地域運 携センター	965-0035 福島県会津若松市馬場町1-20-2F	会津に避難されている方への生活応援・交流・コミュニティ再生事業	2,840,000
特定非営利活動法人 アレルギー を考える母の会	241-0024 神奈川県横浜市旭区本村町17-1-106	東日本大震災、熊本地震被災地のアレルギー児を支える研修・スキンケア講座事業	2,400,000

配分団体		用途内容	配分額 (円)
名称	住所		
特定非営利活動法人 日本臨床研究支援ユニット	101-0021 東京都千代田区外神田2-19-3 お茶の水木村ビル2F	災害公営住宅入居者の健康課題把握と解決策立案のための健康相談事業	1,149,000
公益財団法人 オイスカ	168-0063 東京都杉並区和泉2-17-5	被災地の復興、環境改善・整備のための支援事業	1,776,000
特定非営利活動法人 山の自然学クラブ	168-0071 東京都杉並区高井戸西1-26-5	自然の恵みと地産資材の活用により地域の生活と自然を再生し活性化する運動	2,240,000
特定非営利活動法人 野外遊び喜び総合研究所	183-0035 東京都府中市四谷3-27-1 ウェルズ府中96-A	福島の子どもと家族が「生き抜く力」を養う復興支援事業	2,800,000
特定非営利活動法人 菜の花プロジェクトネットワーク	521-1311 滋賀県近江八幡市安土町下豊浦3番地	東日本大震災の被災地における農地再生と地域復興のためのボランティア事業と、これまでの活動の成果・課題・展望と検証事業	1,962,000
特定非営利活動法人 和	600-8833 京都府京都市下京区七条大宮西入西酢屋町10	関西への広域避難者のための個別援助及び共助活動支援事業	3,200,000
特定非営利活動法人 福島の子どもたち香川へおいでプロジェクト	760-0022 香川県高松市西内町7-25	福島の子どもたちの保養を通して被災地と香川をつなぎ息長い支援の輪を広げる事業	1,200,000
特定非営利活動法人 でんでん虫の会	862-0950 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目11番27号	熊本地震で被災したひとり暮らしの方々が安心して暮らすための支えあい事業	4,000,000
特定非営利活動法人 九州バイオマスフォーラム	869-2621 熊本県阿蘇市一の宮町宮地5816	熊本地震の土砂災害警戒区域における森林整備とコミュニティづくり	3,500,000
一般社団法人 みらい	901-2424 沖縄県中頭郡中城村南上原1000-1 学生サービスセンタービル2F	東日本大震災で被災した岩手県大船渡市の児童の精神的救済のための支援事業	640,000

## 配分団体が守らなければならない事項

## 1 配分金の使途の制限

配分金は、日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途に使用してはならない。

## 2 実施計画の変更等

- (1) やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を会社に文書をもって届け出、その承認を受けなければならない。
- (2) 実施計画に基づく事業に予定の期日に着手することができないとき、又は完了することができなくなったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。
- (3) 実施計画に基づく事業の遂行が困難となったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。

## 3 配分金の経理

配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途を明らかにしておかなければならない。

## 4 配分金に係るものであることの表示

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等には、配分金によるものである旨の表示をしなければならない。

なお、この表示は、実施計画に基づいて当該車両等が使用されている間は、引き続き掲げておかなければならない。

## 5 配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等の使途の制限

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等は、当該配分金の対象とする事業に係る使途以外の用に供してはならない。

## 6 余剰金

配分金に係る事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、速やかに会社に返還しなければならない。

## 7 その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、会社の指示するところにより、当該配分金を返還しなければならない。

## 配分金の用途についての監査に関する事項

## 1 監査に応ずる義務

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が配分金の用途についての監査（以下「監査」という。）を行おうとするときは、配分団体は、これに応じなければならない。

## 2 監査の実施時期

監査は、配分金に係る事業完了の翌年度に行う。

## 3 監査の実施方法

(1) 監査は、原則として実地監査により行う。ただし、監査対象団体が遠隔の地にあるなど、実地監査により難しい場合は、書面監査により行うことができる。

(2) 当該事業の実施に要した経費の一部に配分金以外の資金を充当しているときは、監査に必要な限度において、当該資金を含め監査することがある。

(3) 監査の具体的実施内容は、以下のとおりとし、詳細は会社が別の定めるところによるものとする。

ア 配分金の入出金状況の確認

イ 当該事業の実施状況

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則第2条第2項に規定された事項

1 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法

配分団体ごとの配分すべき額については、寄附金を配分することが適当と認められた配分団体が申請書において記載した寄附金申請額を基本とし、審査の過程において申請額に査定がある場合には必要に応じて減額を行い、決定します。

2 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律224号）第7条第2項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳

(1) 寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手の発行及び販売並びにそれらに付加された寄附金の取りまとめのため特に要した費用

13,003,799円

(2) 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用

4,309,262円

(3) 合計

17,313,061円

3 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律224号）第9条第2項の規定により寄附金に充てられた金額

0円



2017-日総務第 2358 号  
2018 年 2 月 23 日

総務大臣

野田 聖子 様

日本郵便株式会社

代表取締役社長 横山 邦

「東京 2020 大会[寄附金付]年賀はがき」に付加された寄附金の  
配分団体等の認可申請書

平成 32 年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成 27 年法律第 33 号）第 15 条に基づき発行された、「東京 2020 大会[寄附金付]年賀はがき」に付加された寄附金の配分団体及び配分額並びに配分団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項について、認可を受けたいので、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号）第 7 条第 5 項及びお年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 279 号）第 3 条の規定に基づき、申請します。

- 1 配分団体及び配分額  
別添 1-2 のとおり
- 2 配分団体が守らなければならない事項  
別添 2 のとおり
- 3 配分金の使途についての監査に関する事項  
別添 3 のとおり

## 配分団体及び配分額

### 1 配分団体

公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

〒105-6308 東京都港区虎ノ門1丁目23番1号 虎ノ門ヒルズ森タワー8階

### 2 配分団体が実施しようとする事業の概要

東京 2020 大会のマスコット発表イベント

### 3 配分額

34,184,648円

## 配分団体が守らなければならない事項

## 1 配分金の使途の制限

配分金は、日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途に使用してはならない。

## 2 実施計画の変更等

- (1) やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を会社に文書をもって届け出、その承認を受けなければならない。
- (2) 実施計画に基づく事業に予定の期日に着手することができないとき、又は完了することができなくなったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。
- (3) 実施計画に基づく事業の遂行が困難となったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。

## 3 配分金の経理

配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途を明らかにしておかなければならない。

## 4 配分金に係るものであることの表示

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等には、配分金によるものである旨の表示をしなければならない。

なお、この表示は、実施計画に基づいて当該車両等が使用されている間は、引き続き掲げておかなければならない。

## 5 配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等の使途の制限

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等は、当該配分金の対象とする事業に係る使途以外の用に供してはならない。

## 6 余剰金

配分金に係る事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、速やかに会社に返還しなければならない。

## 7 その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、会社の指示するところにより、当該配分金を返還しなければならない。

## 配分金の使途についての監査に関する事項

## 1 監査に応ずる義務

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が配分金の使途についての監査（以下「監査」という。）を行おうとするときは、配分団体は、これに応じなければならない。

## 2 監査の実施時期

監査は、配分金に係る事業完了の翌年度に行う。

## 3 監査の実施方法

(1) 監査は、原則として実地監査により行う。ただし、監査対象団体が遠隔の地にあるなど、実地監査により難しい場合は、書面監査により行うことができる。

(2) 当該事業の実施に要した経費の一部に配分金以外の資金を充当しているときは、監査に必要な限度において、当該資金を含め監査することがある。

(3) 監査の具体的実施内容は、以下のとおりとし、詳細は会社が別の定めるところによるものとする。

ア 配分金の入出金状況の確認

イ 当該事業の実施状況

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則第2条第2項に規定された事項

1 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法

配分団体ごとの配分すべき額については、寄附金を配分することが適当と認められた配分団体が申請書において記載した寄附金申請額を基本とし、審査の過程において申請額に査定がある場合には必要に応じて減額を行い、決定します。

2 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律224号）第7条第2項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳

(1) 寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手の発行及び販売並びにそれらに付加された寄附金の取りまとめのため特に要した費用

2, 455円

(2) 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用

33, 837円

(3) 合計

36, 292円

3 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律224号）第9条第2項の規定により寄附金に充てられた金額

0円

**平成30年用寄附金付郵便葉書等に  
付加された寄附金の配分団体等の認可について**

**平成30年3月29日  
総務省**

## ○ 寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金の配分について

\* 「東京 2020 大会 [寄附金付] 年賀はがき」についてはP8 で後述

### 第 1 制度概要

#### 1 日本郵便株式会社による寄附金付郵便葉書等の発行等

日本郵便株式会社は、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号。以下「お年玉法」という。）第 5 条第 1 項及び第 2 項に基づき、以下の①～⑩の事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを目的として寄附金付郵便葉書等を発行することができることとされている。

- ①社会福祉の増進
- ②風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防
- ③がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防
- ④原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助
- ⑤交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止
- ⑥文化財の保護
- ⑦青少年の健全な育成のための社会教育
- ⑧健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興
- ⑨開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護
- ⑩地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）

同社は、同法第 7 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項に基づき、寄附金をとりまとめた上で、配分団体及び配分金の額を決定するとともに、以下の事項を定めることとされている。

- ・配分金の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項
- ・配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項

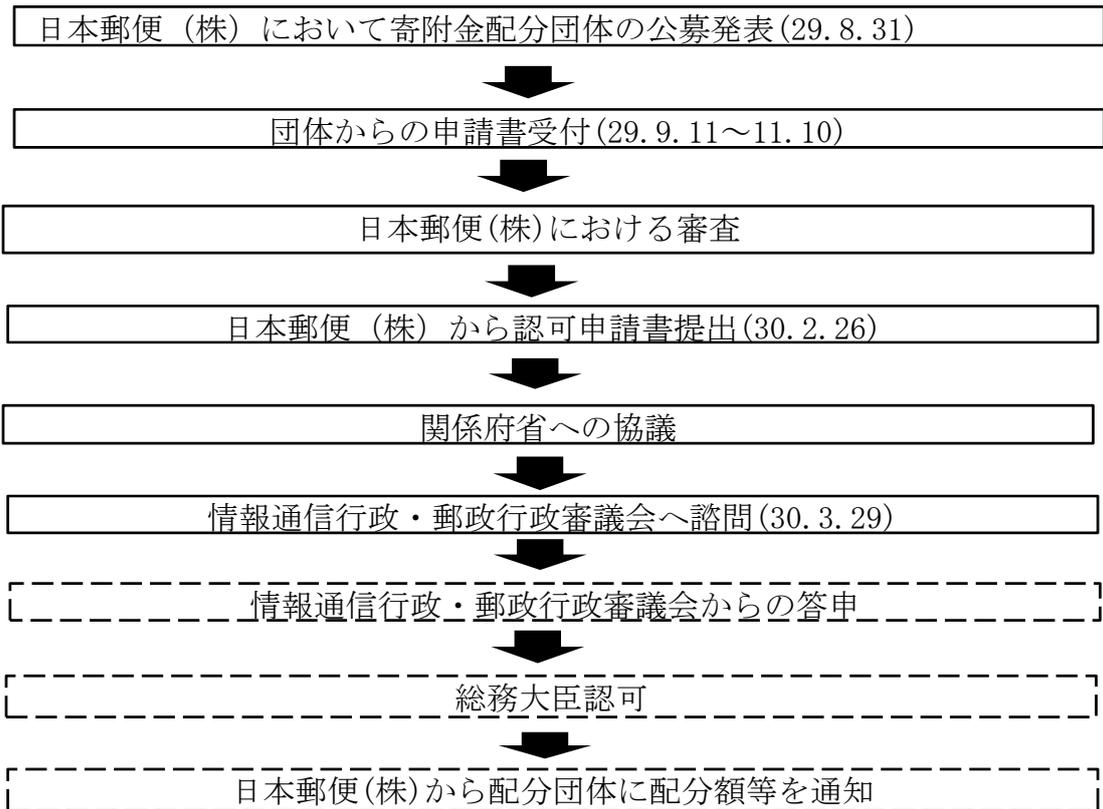
#### 2 総務大臣の認可

日本郵便株式会社は、お年玉法第 7 条第 5 項に基づき、配分団体及び配分金を決定し、又は配分団体が守らなければならない事項や配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けることとされている。

#### 3 審議会への諮問等

お年玉法第 11 条に基づき、総務大臣は認可を行うにあたり、寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議し、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとされている。

## 【参考】 寄附金配分までの流れ



## 第2 日本郵便株式会社における寄附金配分の審査について

### 1 配分申請に係る要件等

#### (1) 配分団体の要件

以下のアに該当する法人であって、イの事業を行う団体であること。なお、2年連続しての配分は原則不可。

ア 社会福祉法人、更生保護法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）

※東日本大震災及び平成28年熊本地震の被災者救助・予防（復興）を目的とする事業を行う場合にあっては非営利法人

イ お年玉法第5条第2項各号の事業

#### (2) 申請金額（上限）

1件500万円（新規事業の企画・調査・試行段階を支援する「チャレンジプログラム」にあっては50万円）。

なお、申請は1団体1件のみ。

## 2 審査方法

### (1) 形式審査（事務局）

申請団体が団体要件を満たしていること等、形式的な要件を満たしているかを審査。

### (2) 配分審査（有識者からなる審査委員会）

原則として、以下の方法により審査

#### ア 審査項目

##### 【申請事業に期待する項目】

- ・先駆性（先駆性が高く発展性のある事業）
- ・社会性（社会的ニーズとその社会的波及効果の高い事業）
- ・実現性（事業計画が明確化され、実現性が高く継続・発展が見込める事業）
- ・緊急性（緊急性の高い事業）

##### 【定量的条件の配慮】

- ・年賀寄附金申請額がより小さい方を優先
- ・申請事業の事業総額に占める自己負担金の割合が高い方を優先
- ・団体の前年度決算における繰越剰余金額がより小さい方を優先

#### イ 審査手順

申請1件当たり2名の審査委員が、上記アの「申請事業に期待する4項目」を評価し、得点を算出。同点数の案件があった場合は、事務局が上記アの「定量的条件の配慮」を加味して優先順位付け。

また、2名の審査委員は、費用の必要性、団体の自己負担能力等を踏まえて配分金額を査定。

その結果を審査委員会において審議。

### 第3 日本郵便株式会社からの申請内容

#### 1 配分団体・配分金

175団体、総額3億70万円

個々の配分団体・配分金の金額は参考資料 P5~のとおり。

#### 【参考1】平成30年の寄附金額

	販売枚数	寄附金額
寄附金付年賀葉書 (52円+寄附金5円)	5,148万枚	2億5,741万円
寄附金付年賀切手 (52円+寄附金3円)	917万枚	2,752万円
寄附金付年賀切手 (82円+寄附金3円)	79万枚	236万円
合計	6,144万枚	2億8,728万円

#### 【参考2】配分原資と配分金

寄附金額①	2億8,728万円
前年からの繰越金②	3,811万円
配分費用③	1,731万円
配分原資④ (①+②-③)	3億808万円
<b>配分金⑤</b>	<b>3億70万円</b>
繰越金 (④-⑤)	738万円

#### 【参考3】事業別配分状況

事業\項目	平成29年用		平成30年用(案)	
	件数	金額(万円)	件数	金額(万円)
1号事業(社会福祉増進)	150	24,869	112	17,618
2号事業(非常災害救助・予防)	38	11,095	25	6,636
(再掲)東日本大震災及び平成28年熊本地震	33	10,248	21	5,763
3号事業(特殊疾病治療・予防)	2	655	2	750
4号事業(原爆治療・援助)	0	0	0	0
5号事業(交通事故・水難)	2	68	2	336
6号事業(文化財保護)	0	0	1	45
7号事業(青少年健全育成)	29	4,553	28	3,521
8号事業(健康保持増進)	1	50	1	36
9号事業(海外留学生援護)	0	0	1	336
10号事業(地球環境保全)	10	2,133	3	791
計	232	43,421	175	30,070

(万円未満は四捨五入のため、計と一致しない)

#### 【参考4】 団体からの申請と採択状況

団体からの申請		日本郵便の配分 (案)		採択率	
件数	金額(万円)	件数	金額(万円)	件数	金額
846	222,541	175	30,070	20.7%	13.5%
(820)	(215,660)	(232)	(43,421)	(28.3%)	(20.1%)

(括弧内は前年)

#### 2 配分団体が守らなければならない事項

配分団体が守らなければならない事項として

- ・配分金は、会社が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画以外の用途に使用してはならないこと。
- ・実施計画を変更しなければならないときはあらかじめ会社の承認を受けなければならないこと
- ・配分金と他の資金を区別して経理すること

等が定められている。

#### 3 配分金の用途についての監査に関する事項

配分金の用途についての監査に関する事項として、配分団体が監査に応じる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法が定められている。

## 第4 審査結果

お年玉法の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
<p>取りまとめた寄附金の額から控除される次の費用の額が妥当であること。</p> <p>ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金のとりまとめのため日本郵便株式会社（以下「会社」という。）において特に要した費用</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため、会社において特に要する費用（寄附金の額の100分の1.5に相当する額を限度） （お年玉法第7条第2項関係）</p>	適	<p>会社は、寄附金の額から控除する費用のうち、左記アの費用として、周知費用（リーフレット作成費等）等を計上しているところ、会社から認可申請に際して提出された参考資料において、当該費用の額は適切に積算されており、妥当なものと認められる。</p> <p>また、会社は、左記イの費用として、寄附金の管理等に要する人件費等を計上しているところ、同様に、当該費用の額は適切に積算されており、かつ、お年玉法第7条第2項に定める限度額を超える部分は会社が負担することとしていることから、妥当なものと認められる。</p> <p>ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめのため特に要した費用 （ア）使途 周知費用（リーフレット作成費等）、業務委託費等 （イ）金額 13,003,799円</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用 （ア）使途 寄附金の管理等に要する人件費、業務委託費等 （イ）金額 4,309,262円 ※お年玉法第7条第2項で定める上限（寄附金額287,284,196円の100分の1.5に相当する額：4,309,262円）を超えていない。</p>
<p>寄附金の配分団体及び配分団体ごとの配分金額が適正に定められていること。 （お年玉法第7条第3項関係）</p>	適	<p>配分団体の選定については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お年玉法第5条第2項各号のいずれかの事業を行う団体を対象としていること。また、団体の適格性に係る審査項目に不当なものは認められないこと</li> <li>・評価については、事業の先駆性、</li> </ul>

審査基準	審査結果	理由
		<p>社会性、実現性及び緊急性を評価項目とし、寄附金申請額、自己負担割合、団体の財政状況を加味することとしており、不当な項目は認められないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社外有識者による審査委員会において、複数の委員による事前の評価結果を基に審査を行っており、審査手続は適正であると言えることから、妥当であると認められる。</li> </ul> <p>また、配分金額の決定については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請団体から、申請に係る事業の費用内訳、当該団体の財務状況等に関する資料の提出を受け、費用の必要性、団体の自己負担能力等を踏まえて配分金額を決定することとしていること</li> <li>・社外有識者による審査委員会において、複数の委員による事前の査定結果を基に審査を行っており、審査手続は適正であると言えることから、妥当であると認められる。</li> </ul>
<p>配分金の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項が定められていること。 (お年玉法第7条第5項関係)</p>	適	<p>配分団体が守らなければならない事項として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配分金は、会社が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画以外の使途に使用してはならないこと</li> <li>・実施計画を変更しなければならないときはあらかじめ会社の承認を受けなければならないこと</li> <li>・配分金と他の資金を区別して経理すること</li> </ul> <p>等、配分金の使途の適正を確保するために必要な事項が定められていると認められる。</p>
<p>配分金の使途についての監査に関し必要な事項が定められていること。 (お年玉法第7条第5項関係)</p>	適	<p>配分金の使途についての監査に関する事項として、配分団体が監査に応じる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法が定められており、監査に必要な事項が定められていると認められる。</p>

## ○ 「東京 2020 大会 [寄附金付] 年賀はがき」に付加された寄附金の配分について

### 第1 制度概要

「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」（平成27年法律第33号。以下「特措法」という。）第15条に基づき、日本郵便株式会社は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、「組織委員会」という。）が調達する大会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として寄附金付郵便葉書等を発行することが可能とされている。

この場合、組織委員会をお年玉法の配分対象団体とみなして、お年玉法を適用することとされている。このため、寄附金の配分については、通常の寄附金付郵便葉書等と同様の手続きをとることとなる。

### 第2 寄附金配分の審査について

#### 1 配分申請に係る要件等

##### (1) 配分団体の要件

配分団体は組織委員会のみ（大会の準備及び運営の事業）

##### (2) 申請金額（上限）

上限額なし。

なお、申請は1件のみ。

#### 2 審査方法

##### (1) 形式審査（事務局）

必要書類が提出されていること等、形式的な要件を満たしているかを審査。

##### (2) 配分審査（有識者からなる審査委員会）

申請事業が大会の準備及び運営に係るものであること、費用の必要性等を審査。

### 第3 日本郵便株式会社からの申請内容

#### 1 配分団体・配分金

配分団体：組織委員会

配分金：34,184,648円

#### 【参考1】平成30年の寄附金額

	販売枚数	寄附金額
寄附金付年賀葉書 (52円+寄附金5円)	684万枚	3,422万円
合計	684万枚	3,422万円

#### 【参考2】配分原資と配分金

寄附金額①	3,422万円
配分費用②	4万円
配分金(①-②)	3,418万円

#### 【参考3】事業内容

東京2020大会のマスコット発表イベント

#### 2 配分団体が守らなければならない事項

配分団体が守らなければならない事項として

- ・配分金は、会社が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画以外の用途に使用してはならないこと。
- ・実施計画を変更しなければならないときはあらかじめ会社の承認を受けなければならないこと
- ・配分金と他の資金を区別して経理すること

等が定められている。

#### 3 配分金の用途についての監査に関する事項

配分金の用途についての監査に関する事項として、配分団体が監査に応じる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法が定められている。

## 第4 審査結果

特措法第15条及び同条の規定に基づき適用することとされたお年玉法の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
<p>取りまとめた寄附金の額から控除される次の費用の額が妥当であること。</p> <p>ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金のとりまとめのため日本郵便株式会社（以下「会社」という。）において特に要した費用</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため、会社において特に要する費用（寄附金の額の100分の1.5に相当する額を限度）（お年玉法第7条第2項関係）</p>	適	<p>会社は寄附金の額から控除する費用のうち、左記アの費用として、寄附金の取りまとめに要する人件費を計上しているところ、会社から認可申請に際して提出された参考資料において、当該費用の額は適切に積算されており、妥当なものと認められる。</p> <p>また、会社は、左記イの費用として、寄附金の管理等に要する人件費等を計上しているところ、同様に、当該費用の額は適切に積算されており、かつ、お年玉法第7条第2項に定める限度額を超えないことから、妥当なものと認められる。</p> <p>ア 「東京2020大会〔寄附金付〕年賀はがき」の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめのため特に要した費用</p> <p>(ア) 使途 寄附金の取りまとめに要した人件費</p> <p>(イ) 金額 2,455円</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用</p> <p>(ア) 使途 寄附金の管理等に要する人件費等</p> <p>(イ) 金額 33,837円</p> <p>※お年玉法第7条第2項で定める上限（寄附金額34,220,940円の100分の1.5に相当する額：513,314円）を超えていない。</p>
<p>寄附金の配分団体及び配分団体ごとの配分金額が適正に定められていること。</p> <p>（特措法第15条、お年玉法第7条第3項関係）</p>	適	<p>配分団体の選定については、「東京2020大会〔寄附金付〕年賀はがき」は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）が調達する大会の運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行されたものであり、この場合、組織委員会は、お</p>

審査基準	審査結果	理由
		<p>年玉法第5条第2項各号の団体とみなされることが特措法によって定められていることから、妥当であると認められる。</p> <p>また、配分金額の決定については、組織委員会から事業費の内訳等の提出を受け、その一部に充てるものとして、社外有識者による審査委員会において認められたものであることから、妥当であると認められる。</p>
<p>配分金の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項が定められていること。 (お年玉法第7条第5項関係)</p>	適	<p>配分団体が守らなければならない事項として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配分金は、会社が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画以外の使途に使用してはならないこと</li> <li>・実施計画を変更しなければならないときはあらかじめ会社の承認を受けなければならないこと</li> <li>・配分金と他の資金を区別して経理すること</li> </ul> <p>等、配分金の使途の適正を確保するために必要な事項が定められていると認められる。</p>
<p>配分金の使途についての監査に関し必要な事項が定められていること。 (お年玉法第7条第5項関係)</p>	適	<p>配分金の使途についての監査に関する事項として、配分団体が監査に応じる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法が定められており、監査に必要な事項が定められていると認められる。</p>

# 參考資料

1 平成30年用寄附金付郵便葉書等

【寄附金付年賀葉書（52円+寄附金5円）】

■意匠：宛名面「雪の庭」、通信面「いぬ」



【寄附金付年賀切手（52円+寄附金3円）】

■意匠：江戸趣味小玩具「箆かぶり犬」



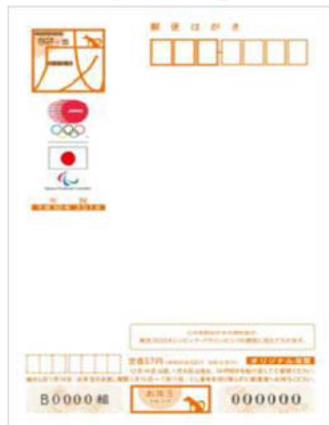
【寄附金付年賀切手（82円+寄附金3円）】

■意匠：とやま土人形「古代犬」

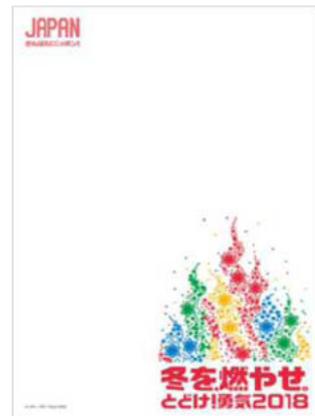
【東京 2020 大会 [寄附金付] 年賀はがき (52円+寄附金5円)】

1 「冬を、燃やせ。」デザイン

【宛名面】



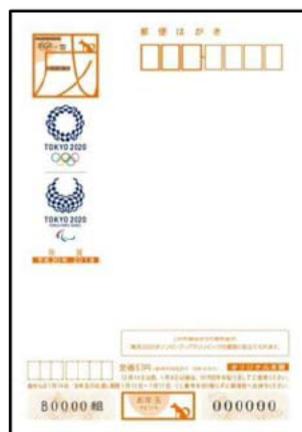
【通信面】



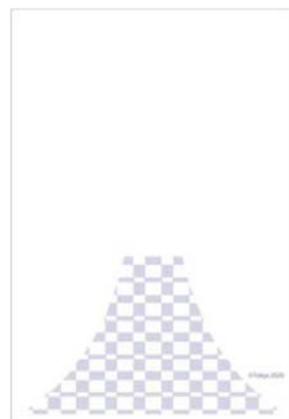
©JOC/JPC/Tokyo 2020

2 組市松紋様デザインA

【宛名面】



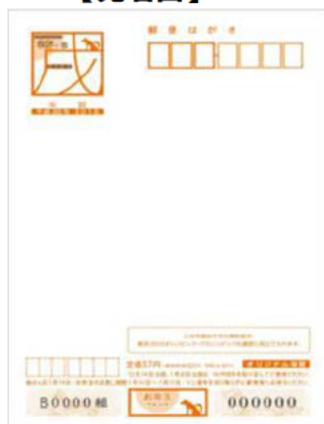
【通信面】



©Tokyo 2020

3 組市松紋様デザイン

【宛名面】



【通信面】

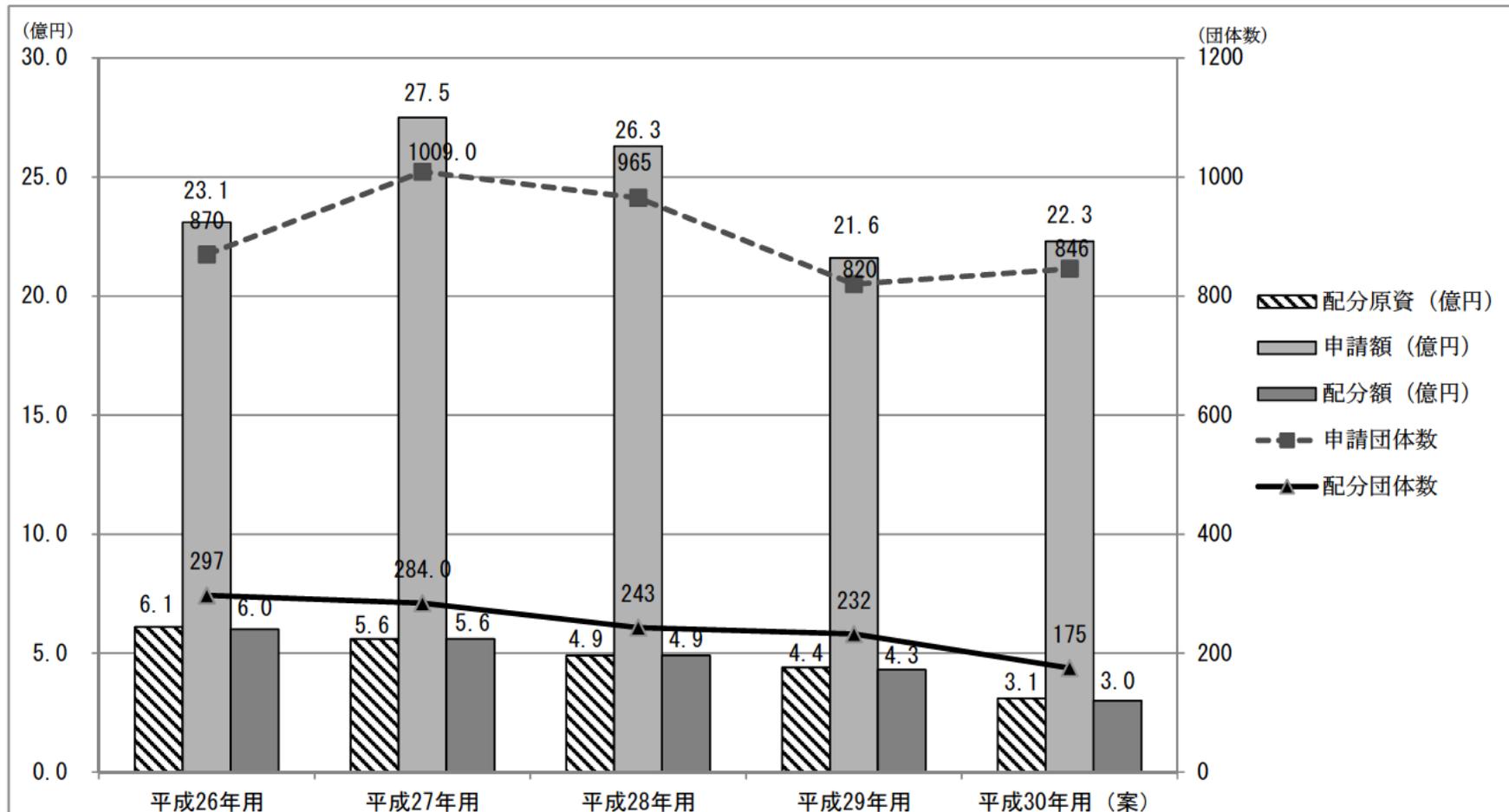


©Tokyo 2020

## 2 日本郵便株式会社の年賀寄附金審査委員(平成30年1月現在)

	氏名	主要現職等
委員長	いしざき のぼる 石崎 登	元財団法人三菱財団 常務理事
委員	かねだ こういち 金田 晃一	全日本空輸株式会社 コーポレートブランド・CSR 推進部 グローバルCSR ヘッド
	きしもと さちこ 岸本 幸子	公益財団法人パブリックリソース財団 専務理事・事務局長
	くにまつ ひでき 國松 秀樹	元財団法人キリン福祉財団 常務理事
	こにし あつし 小西 敦	京都大学 公共政策大学院 特別教授
	たかはし ようこ 高橋 陽子	公益社団法人日本フィランソロピー協会 理事長
	たかみや よういち 高宮 洋一	城西国際大学 経営情報学部総合経営学科 教授
	なりた ひろし 成田 裕資	日本赤十字社総務局 総務企画部長
	はらだ まさき 原田 正樹	日本福祉大学 学長補佐
	ほしの ともこ 星野 智子	一般社団法人環境パートナーシップ会議 副代表理事
	めかた もとこ 自加田 説子	中央大学 総合政策学部 教授
	やまうち なおと 山内 直人	大阪大学大学院国際公共政策研究科 教授

### 3 最近5年間の寄附金の配分原資・日本郵便（株）への申請・配分状況



\* 「東京 2020 大会 [寄附金付] 年賀はがき」を除く。

#### 4 2018年用として発行した寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体及び配分額について

配分団体総数 176団体 配分額総額 334,885,648円

(1) 一般助成 (154団体 243,073,000円)

①社会福祉の増進を目的とする事業 (112団体 176,183,000円)

配分団体		用途内容	配分額 (円)
名称	住所		
社会福祉法人 あけぼの福祉会	045-0024 北海道岩内郡岩内町字野東210番地	障がい者支援施設岩内あけぼの学園利用者の通院・外出・送迎用車両の更新事業	1,747,000
一般社団法人 北海道視覚障害者福祉連合会	060-0002 北海道札幌市中央区北2条西7丁目1 かでる2. 7 4階	視覚障害者への情報保障のための点字情報提供事業	1,218,000
社会福祉法人 北海道いのちの電話	060-0031 北海道札幌市中央区北1条東1丁目3番地	視覚障がい者のための電話相談員養成研修増備事業	101,000
公益社団法人 札幌聴覚障害者協会	060-0042 北海道札幌市中央区大通西19丁目1-358 札幌市視覚障がい者情報センター内	聴覚障害者の知る権利を保障するためのプロジェクトの増備事業	357,000
特定非営利活動法人 ボラナビ	060-0061 北海道札幌市中央区南1条西7丁目12番地5大通パークサイドビル3階	一人暮らしの方の孤独死を防ぐための孤独死防止サービス事業	500,000
特定非営利活動法人 北海道NPOファンド	064-0808 北海道札幌市中央区南8条西2丁目5-74 市民活動プラザ星園201号室	非営利公益活動の集成的成果を拡大するための社会的インパクト評価促進事業	500,000
社会福祉法人 栗沢福祉会	068-0115 北海道岩見沢市栗沢町最上222-6	特別養護老人ホームいちい荘・新しい荘入居者の通院・外出・短期入所者等の送迎用車両の更新事業	2,000,000
社会福祉法人 雨竜園	078-2600 北海道雨竜郡雨竜町字尾白利加94番地の193	障がい者の作業充実と工賃向上の為のアイスクリーム製造機器の充実事業	900,000
社会福祉法人 赤平友愛会	079-1102 北海道赤平市幌岡町47番地	特別養護老人ホームの通院・外出・短期入所送迎等の車両の増車事業	2,000,000
特定非営利活動法人 きらりスマイル音更の会	080-0318 北海道河東郡音更町緑陽台南区24番地8	きらりスマイル音更の会 送迎用車両の増備事業	1,200,000
特定非営利活動法人 陽向ぼっこ	088-0301 北海道白糠郡白糠町東1条南1丁目2番地36	認知症予防訓練治療教室の外壁及び水漏れ修理工事	2,120,000
社会福祉法人 かたばみ会	998-0015 山形県酒田市北千日堂前字松境18番1	「多機能施設利用者の為の訪問、通いサービス等の送迎用車両の増備事業」	1,000,000
特定非営利活動法人 World Open Heart	980-0811 宮城県仙台市青葉区1番町1丁目6-22 シャンボール一番町704	犯罪加害者家族の現状と支援を考えるシンポジウムと相談会の開催	2,100,000
特定非営利活動法人 みやぎ発達障害サポートネット	980-0904 宮城県仙台市青葉区旭ヶ丘3丁目20-16	発達障害のある子どもたち一人一人が輝く発達支援事業 ～成人期を見据えた活動と自立を支える場所づくりのモデル事業～	1,680,000
社会福祉法人 わたげ福祉会	984-0823 宮城県仙台市若林区遠見塚1-18-48	就労継続支援B型事業所「わたげの樹」の施設外作業で使用する車両の更新事業	1,300,000
一般社団法人 シャローム福祉会	960-1241 福島県福島市松川町東原17-3	障害者就労支援施設ベーシック憩の照明設備の利便性向上のための改修事業	1,208,000
特定非営利活動法人 ふくしま成年後見センター	960-8111 福島県福島市五老内町6-4 フジコーポラス101	判断能力が不十分な者、一人暮らし高齢者等を支援するための成年後見・たすけあい事業	500,000
特定非営利活動法人 みんなの広場	303-0031 茨城県常総市水海道山田町1089-6	地域に根付いたコミュニティカフェの立ち上げ事業	2,784,000
特定非営利活動法人 宇都宮子ども劇場	321-0165 栃木県宇都宮市緑2丁目33-10	「ちいさげきじょう～0歳～3歳児親子が今を楽しみ育ち合うための観賞・体験事業～」	500,000
社会福祉法人 津田福祉会	322-0011 栃木県鹿沼市白桑田254-5	特別養護老人ホームさつき荘等の通院・外出・送迎用車両の増備事業	1,500,000

配分団体		用途内容	配分額 (円)
名称	住所		
特定非営利活動法人 CCV	322-0026 栃木県鹿沼市茂呂1977-2	就労継続日型事業の工賃向上のために新規開店するデリカ&カフェの厨房設備設置事業	1,600,000
社会福祉法人 圓会	373-0024 群馬県太田市上小林町1465-1	特別養護老人ホーム いらがわの里 利用者の通院・外出・送迎用車両の増備事業	630,000
社会福祉法人 梅田福祉会	376-0601 群馬県桐生市梅田町4丁目1774-4	特別養護老人ホームきざきの郷の通院・外出・送迎及び公益事業の実施の為に車両の増備	1,610,000
特定非営利活動法人 夢舞台	350-1205 埼玉県日高市原宿89-10	自立援助ホームの移転に伴う生活家電・家具の新規配備・改修事業	1,528,000
特定非営利活動法人 つくしんぼ会	362-0803 埼玉県北足立郡伊奈町大針619番地4	つくしんぼ保育園の園外保育のための園バス車両の新規配備事業	1,500,000
社会福祉法人 千葉いのちの電話	260-0012 千葉県千葉市中央区本町3-1-16 CIDビル	電話相談員の相談対応香ブラッシュアップ研修及び研修ボランティア養成事業 (第二次)	500,000
社会福祉法人 いちいの会	270-0222 千葉県野田市木間ヶ瀬3121	知的障害者支援施設に入所をする利用者の通院・外出・送迎用車両の改修事業	1,240,000
特定非営利活動法人 スマイルクラブ	277-0858 千葉県柏市豊上町23-29	障がい者スポーツの一般普及に視点をのいた日本の障がい者スポーツ情報設備事業	4,000,000
社会福祉法人 琢心会	290-0178 千葉県市原市神崎263-1	ケアハウス辰巳彩風苑の外出・送迎用車両の改修事業	1,000,000
更生保護法人 川崎自立会	210-0847 神奈川県川崎市川崎区浅田1丁目4番2号	更生保護法人在所者の出迎え及び通院用車両の購入事業	997,000
一般社団法人 聖羅会	224-0023 神奈川県横浜市都筑区東山田町1261-1	障がい者の誤嚥性肺炎予防システム構築のための嚥下内視鏡による嚥下評価機器の新規設置事業	2,916,000
特定非営利活動法人 夢の交差点	245-0003 神奈川県横浜市泉区岡津町2147-4	障がい者作業所型施設の増設に伴う、厨房設備(オープン用架台と調理台)を購入する事業	151,000
一般社団法人 かまくら認知症ネットワーク	247-0053 神奈川県鎌倉市今泉台4-11-2	若年性認知症生活サポート事業	500,000
特定非営利活動法人 てくてく	252-0185 神奈川県相模原市緑区日蓮618-3	障害者の新たな仕事提供および工賃の向上をめざし、地域住民との繋がりをより深くするための食品乾燥機の新規設置事業	569,000
特定非営利活動法人 NPOかむ	252-0226 神奈川県相模原市中央区陽光台二丁目2番8号 EMビル201	精神障害者自立生活訓練事業所(通所型・訪問型)の設置のための改修工事	3,600,000
特定非営利活動法人 虹の谷	400-0845 山梨県甲府市上今井町260-6五幸ビル4F	健全育成を目的とした「ファーム教室」	500,000
更生保護法人 東京保護観察協会	100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-1	更生保護施設敬和園の被保護者出迎え等及び処遇諸活動のための車両の改修事業	1,367,000
一般社団法人 日本いのちの電話連盟	102-0071 東京都千代田区富士見1-2-32	若者等の為にチャット形式によるインターネット相談支援事業	500,000
特定非営利活動法人 日本バリアフリー協会	102-0093 東京都千代田区平河町1-7-16 ビュロー平河町801号	障がい者の就労、余暇活動の拡大、および一般の人々との場の共有を進めるための音楽イベント事業	4,000,000
特定非営利活動法人 シャイン・オン・キッズ	103-0023 東京都中央区日本橋本町3-3-6 フカ末ビル7階	小児がんや重い病気とたたかう子どもたちと家族の支援 ファシリテッドッグを活用した緩和ケアプログラムの新規病院導入事業	4,000,000
一般社団法人 ギャンブル依存症問題を考える会	104-0042 東京都中央区入船1-6-12-602	ギャンブル依存症者の回復支援のための「情報総合ポータルサイト」の制作・運営事業	3,280,000
特定非営利活動法人 東京盲ろう者友の会	111-0053 東京都台東区浅草橋1-32-6 コスモス浅草橋酒井ビル2階	障害者相談事業所に対する盲ろう者への支援技術の向上のためのテキスト作成、及び研修事業	2,668,000
公益社団法人 青少年健康センター	112-0006 東京都文京区小日向4-5-8 三軒町ビル102	オープンダイアログ ワールドカンファレンス(仮)の実施	3,679,000

配分団体		用途内容	配分額 (円)
名称	住所		
特定非営利活動法人 全国女性シェルターネット	113-0033 東京都文京区本郷1丁目35-28メゾン・ドール本郷302	DV・性暴力被害者支援員養成とスキルアップのための講座実施事業	3,280,000
特定非営利活動法人 風の子会	125-0031 東京都葛飾区西水元5-11-3	重度障がい者の自立と地域生活への移行を目指す本人と家族への支援事業	500,000
一般社団法人 はびなす	157-0067 東京都世田谷区喜多見7-25-17 サンユウキャッスルⅡ 1階7号室	医療ケアを伴う重症心身障害児の生命と安全を守るための機器設置事業	314,000
特定非営利活動法人 タートル	160-0003 東京都新宿区四谷本塩町2番5号(社福)日本盲人職能開発センター東京ワークショップ内	中途視覚障害者のための就労相談・支援活動事業	800,000
特定非営利活動法人 日本点字技能師協会	169-8664 東京都新宿区西早稲田二丁目18番2号 日本盲人福祉センター内	点訳者のスキルアップと資格チャレンジのための研修会事業	450,000
公益社団法人 日本てんかん協会	170-0005 東京都豊島区南大塚3-43-11 福祉財団ビル7F	支部機関紙「わかしお」の印刷及び本部発行「波」を買取り、会員や関係者への発送に関わる事業	356,000
特定非営利活動法人 ぐーぐーらいぶ	180-0013 東京都武蔵野市西久保2-3-12	年齢制限のない子どもの読書環境のサポートと居場所をつくる「子ども文庫」運営事業	4,000,000
更生保護法人 紫翠苑	193-0932 東京都八王子市緑町78-1	被保護者出迎え等及び処遇諸活動のための車両の更改造業	1,024,000
社会福祉法人 そよかぜ	205-0002 東京都羽村市栄町3丁目3-1	リサイクルショップくれよんの利用者送迎・就労継続支援日型の販売提供品の引き取り用車両の増車事業	1,158,000
社会福祉法人 長野県身体障害者福祉協会	380-0928 長野県長野市若里7-1-7 長野県社会福祉総合センター5階	上田点字図書館の点字プリンターの更改造業	894,000
特定非営利活動法人 長野県NPOセンター	381-0034 長野県長野市大字高田1029-1エントウビル1F	地域課題解決を目指すみんなのポータルサイト「ナガクル」充実・県内展開事業	500,000
社会福祉法人 廣望会	381-0102 長野県長野市若穂保科3654	障がい福祉サービス事業所の利用者の送迎・外出時用バスの新規整備事業	2,000,000
社会福祉法人 すこう福祉会	382-0004 長野県須坂市大字小河原1234-1	指定障害福祉サービス事業所「ワークハウスわらしべ」の軽作業部門における資源回収用軽トラックの更新作業	556,000
特定非営利活動法人 新田の風	386-0011 長野県上田市中央北1丁目2-11	「安心して老いを迎えられるまちづくり」の取り組みの拡散事業	2,961,000
社会福祉法人 越後上越福祉会	942-0411 新潟県上越市安塚区安塚2209番地3	特別養護老人ホームあいれふ妙高の通院・外出・及びショートステイ送迎用車両の更改造業。	2,200,000
社会福祉法人 上越福祉会	943-0878 新潟県上越市大字下馬場576番地78	にしき園が実施する放課後等デイサービスの送迎用等車両の増備事業	500,000
社会福祉法人 南魚沼福祉会	949-6680 新潟県南魚沼市六日町712番地4	セルフこぶし工場の就労訓練のための作業用車両の新規整備事業	1,000,000
社会福祉法人 大佐渡福祉会	952-1646 新潟県佐渡市相川大浦533番地2	デイサービスセンター利用者の送迎用リフト付き特殊車両の更新事業	1,974,000
社会福祉法人 手取会	920-2322 石川県白山市佐良口123番地	デイサービスの利用者送迎用車両の更改造業	2,000,000
特定非営利活動法人 ハートオブマインド	916-0019 福井県鯖江市丸山4丁目301番2	障がい者就労継続支援事業所食品製造部門の生産性向上、および焼き菓子製造の幅を広げるための、生地延ばし機器、および焼成機器の新規設置事業	3,280,000
社会福祉法人 一乗谷友愛会	918-8135 福井県福井市下六条町18字32番	施設入居者・利用者の自由な生活の実現のための外出支援・送迎用福祉車両の増備事業	1,800,000
特定非営利活動法人 サステナブルネット	433-8122 静岡県浜松市中区上島6丁目25-13-101	貧困の連鎖を無くすためのフードシェアリング事業	2,430,000
特定非営利活動法人 ぷらいどサポートセンター	436-0112 静岡県掛川市細谷880-2	地域老人の介護予防のための活動事業及び居場所作り	400,000

配分団体		用途内容	配分額 (円)
名称	住所		
特定非営利活動法人 バンドラの会	448-0011 愛知県刈谷市築地町一丁目5番地4	働く上でのコミュニケーションに生き辛さを抱える大人の発達障がいのある人のための「コミュニケーションを楽しく試す ワークショップ事業」	528,000
特定非営利活動法人 名古屋おやこセンター	460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内一丁目14-12 グランビル2B	イヤイヤ期の子育てを楽しく（児童虐待から子どもを守るための事業）	500,000
特定非営利活動法人 名古屋難民支援室	460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内2-1-30丸の内オフィスフォーラム7F川口法律事務所内	急増する難民認定申請者への支援を効率化するためのデータベース導入事業	2,000,000
特定非営利活動法人 ドリーム	460-0003 愛知県名古屋市中区錦2丁目13-24先 地下1階31番14号	脳卒中障害者の居場所づくり・生きがいがづくりのための活動推進事業	1,080,000
特定非営利活動法人 ミーネット	460-0011 愛知県名古屋市中区大須4丁目11番地39号 川本ビル2階	就労世代のがん患者が治療と仕事を両立するためのピアサポートによる相談支援事業	500,000
特定非営利活動法人 こどもサポートネットあいち	462-0058 愛知県名古屋市中区西志賀町5丁目13番地1	おもちゃ・えほんを中心とした地域の子育て相談・居場所交流サロン事業	2,160,000
特定非営利活動法人 むぎの花	470-1132 愛知県豊明市間米町純堀1821	障がい者就労継続支援B型事業所むぎの花が農地バンク制度を活用した農地で野菜の自家生産を行うための管理(耕運機)購入事業	160,000
特定非営利活動法人 子育て支援を考える会 TOKOTOKO	478-0065 愛知県知多市新知東町1丁目3-4	自閉スペクトラム症児（広範性発達障がい児、診断がない状態の子どもを含む）の支援充実を図るため、米国サンライズプログラムを参考にした乳幼児期からの保育・子育て支援で活用できる療育プログラムの開発事業	4,000,000
特定非営利活動法人 愛知家族会	489-0924 愛知県瀬戸市城ヶ根町47番地63	薬物依存症問題解決フォーラム開催	208,000
更生保護法人 三重県保護会	514-0806 三重県津市上弁財町11-11	被保護者出迎え等及び処遇諸活動のための車両の更改事業	1,100,000
特定非営利活動法人 滋賀県難病連絡協議会	520-0044 滋賀県大津市京町四丁目3-28	難病患者が住みよいまちづくりのためのモデル事業	350,000
社会福祉法人 美輪湖の家大津	520-0837 滋賀県大津市庄2丁目2-11	居宅介護事業所きりんが実施する支援（通院同行・余暇支援等）に使用する車輛の増配備事業	800,000
社会福祉法人 華頂会	520-2144 滋賀県大津市大萱7丁目7-1	特別養護老人ホーム福寿荘の空調設備の改善のための改修事業	520,000
特定非営利活動法人 しが盲ろう者友の会	523-0817 滋賀県近江八幡市浅小井町925番地	盲ろう者通訳・介助者養成講座及び通訳・介助者の資質向上研修会等で使用するための「プロジェクター・放送設備」の購入事業	360,000
特定非営利活動法人 アメニティー・ライフサポート・アシスト	630-8325 奈良県奈良市西木辻町91番地の4	「住宅確保配偶者への住居支援活動事業」NPO法人アメニティー・ライフサポート・アシストが居住支援法人を指定取得後住宅確保配偶者の空き家管理・登録住宅の紹介・生活支援サービス等の住居支援活動事業。	800,000
社会福祉法人 めくもり	632-0054 奈良県天理市檜垣町743番地の1	重症児の短期入所事業を始めるための施設エレベーターの修繕事業	4,500,000
特定非営利活動法人 はまゆう作業所	646-0036 和歌山県田辺市上屋敷2-18-6	障害者就労支援事業における農作業の為の鉄骨農業ハウスの新規設置事業	4,000,000
特定非営利活動法人 Homedoor	531-0072 大阪府大阪市北区豊崎1-8-11	ホームレスの人の路上脱出のための社会的つながりの回復と企業とのマッチング事業	3,200,000
一般社団法人 こどものホスピスプロジェクト	538-0035 大阪府大阪市鶴見区浜1丁目1-77あそび創造広場 TSURUMI こどもホスピス	次世代を担うこともたちのための「あそび創造広場」での多様な体験活動向上に向けた原っぱエリア園路改修事業	4,500,000
特定非営利活動法人 ちゅうぶ	541-0032 大阪府大阪市東住吉区田辺5-5-20	大阪の2大ターミナル梅田地区、なんば地区街連絡エレベーター等のバリアフリーマップを作成し、障害者などに配布する事業	2,400,000
特定非営利活動法人 トウギャザー	556-0011 大阪府大阪市浪速区難波中3-9-1難波ビルディング403号室	福祉事業所で働く障害者の自立支援と社会参加のための郵便協働による販路拡大事業	4,000,000
社会福祉法人 花の会	569-1042 大阪府高槻市南平台三丁目29番9号	生活介護事業を実施する施設（第4共働舎花の会・こすもす）の生産活動活性化と安全性向上の為の店舗改修事業	4,000,000

配分団体		用途内容	配分額 (円)
名称	住所		
公益財団法人 兵庫アイバンク	650-0017 兵庫県神戸市中央区楠町7-5-2 神戸大学院学部附属病院内	眼球提供に伴う移植医療に係わる機器の整備事業	950,000
社会福祉法人 緑水会	651-1311 兵庫県神戸市北区有野町二郎字笹谷898番10	ご利用者の安全で快適な生活を確保するための低床タイプを含む3モーターベッドの更新設置事業	1,904,000
特定非営利活動法人 フリーヘルプ	653-0036 兵庫県神戸市長田区腕塚町5丁目3番1 アスタくにつか1番館南棟109	古着のチャリティーショップにて女性や生活困窮者が社会復帰を目指し就労体験を行うための施設開設に伴い、荷物用昇降機を新規設置する事業。	1,654,000
特定非営利活動法人 ボレロ	657-0835 兵庫県神戸市灘区灘北通3丁目2-8	知的障害者授産施設ボレロの工賃向上のためのお菓子製造機器等の新規設置事業	1,220,000
社会福祉法人 たんぼぼ	658-0044 兵庫県神戸市東灘区御影塚町3-6-10 エヌケイビル4階	多機能事業所たんぼぼの農地に関わる獣害対策用防護柵設置と、耕運機購入事業	720,000
社会福祉法人 但馬福祉園	667-0032 兵庫県養父市八鹿町小山西家ノ上307番地の1	特別養護老人ホーム妙見荘の通院・短期入所並びにデイサービス送迎用車両の更改事業	1,200,000
社会福祉法人 しあわせ福祉会	675-2241 兵庫県加西市段下町848-14	加西の里デイサービスセンターの外出・送迎用車両の更改事業	1,000,000
特定非営利活動法人 ポケットサポート	700-0932 岡山県岡山市北区奥田本町22-2	事務所での障害者交流および雇用のためのバリアフリー改修事業	3,807,000
特定非営利活動法人 おかやま多機能サポートネット	714-0096 岡山県笠岡市九番町1-22	「高齢者等への安否確認を兼ねた配食事業」	300,000
特定非営利活動法人 日本寧夏友好交流協会	690-0012 島根県松江市古志原6-10-53	介護人材確保のための島根県介護福祉士養成施設への留学生確保事業	500,000
特定非営利活動法人 はとぼっぼ	697-0033 島根県浜田市朝日町93-12	デイサービスの送迎・外出用車両のための更改	1,500,000
特定非営利活動法人 きずな	739-0033 広島県東広島市西条町馬木391-2	多機能型事業所きずなの一般企業への就職・定着のための人口光源野菜栽培システムの導入事業	2,320,000
特定非営利活動法人 咲良の会	739-1731 広島県広島市安佐北区落合五丁目1-18-2-201号	異なるタイプの複層的居場所づくりによって独居等高齢者を支援する事業	500,000
特定非営利活動法人 みんなのふるさと	754-0002 山口県山口市小郡下郷1626番地6	福祉総合施設みんなのふるさと利用児童及び高齢者のための設備更改事業	280,000
社会福祉法人 善通寺福祉会	765-0001 香川県善通寺市仙遊町二丁目3番43号	特別養護老人ホーム仙遊荘施設利用者の洗濯支援のための業務用洗濯機・乾燥機の新規設置事業	2,384,000
特定非営利活動法人 シクロツーリズムしまなみ	794-0026 愛媛県今治市別宮町八丁目1番55号	高齢者等の余暇活動支援のための自転車タクシー運用実験	2,151,000
社会福祉法人 筑紫野市社会福祉協議会	818-0013 福岡県筑紫野市岡田3丁目11-1	不登校に悩む保護者支援サポーター養成講座事業	500,000
社会福祉法人 糸田町社会福祉協議会	822-1316 福岡県田川郡糸田町1971番地の1 糸田町社会福祉センター内	学童クラブの保護者会及び指導員負担軽減のための活動車両の整備事業	900,000
社会福祉法人 共生の里	824-0036 福岡県行橋市南泉2丁目28-2	就労継続支援B型事業 造園管理作業・通勤用トラック車両 増設事業	1,231,000
社会福祉法人 鎮西会	825-0002 福岡県田川市伊田660	保育所に通う児童のための通所送迎車両購入事業	1,300,000
特定非営利活動法人 宇佐市障がい者共同受入協議会	879-0472 大分県宇佐市大字上元重687-1	障害福祉サービス事業所の就労継続支援A型・B型・地域活動支援センターのご利用者送迎等車両の更改事業生産活動事業拡大のため、冷凍庫と草刈機の新規設置事業	1,800,000
社会福祉法人 七城福祉会	861-1367 熊本県菊池市七城町流川421番地	就労支援センターいやしきの通所利用者の方の送迎車両の購入事業	1,569,000
特定非営利活動法人 さらだ	885-0022 宮崎県都城市小松原町6街区11号69-9	多機能型児童発達支援事業所の新築に伴う園庭の安全性向上と園外活動の充実のための改修事業	2,400,000
特定非営利活動法人 いちごいち笑～明日香の家族～	899-2502 鹿児島県日置市伊集院町徳重1786番地2 前田平住宅4号棟106	維持存続が危ぶまれる畚田地域の畚田地域民のためのひだまりハウスを活用した日中孤立防止事業	500,000

②風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業(4団体 8,731,000円)

配分団体		住所	使途内容	配分額 (円)
名称				
特定非営利活動法人 ボランティア・アーキテツ・ネットワーク	156-0043	東京都世田谷区松原5-2-4	紙の間仕切りシステムを使用した避難所環境改善のための防災プログラム提供事業	2,400,000
一般社団法人 ピースポート災害ボランティアセンター	169-0075	東京都新宿区高田馬場3-13-12F-A	【緊急支援】風水害による被害を受けた浸水家屋へのボランティアによる清掃活動に必要な資機材である送風機の新規設置事業	331,000
特定非営利活動法人 災害ボランティアネットワーク 鈴鹿	510-0254	三重県鈴鹿市寺家三丁目33-33	災害時にも平時にも”見えない困難”を抱える要支援者を理解し守る「地域見守り人材養成」の全国展開事業	2,800,000
特定非営利活動法人 暮らしづくりネットワーク北芝	562-0014	大阪府箕面市萱野2-11-4	地域で孤立する住民が防災活動につながることを目的とした支えあい・つながりづくり事業	3,200,000

③がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業(2団体 7,500,000円)

配分団体		住所	使途内容	配分額 (円)
名称				
公益財団法人 宮城県対がん協会	980-0011	宮城県仙台市青葉区上杉5丁目7-30	宮城県民の健康管理のための胃内視鏡検診システムの新規開発事業	3,500,000
特定非営利活動法人 日本 I D DM ネットワーク	840-0823	佐賀県佐賀市柳町4-13	1型糖尿病患者の低血糖を関知し対処するための犬の養成事業	4,000,000

④交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業(2団体 3,361,000円)

配分団体		住所	使途内容	配分額 (円)
名称				
特定非営利活動法人 勿来まちづくりサポートセンター	974-8223	福島県いわき市佐糠町東1丁目19-5	水難事故防止のためのいわきサーフライフセービングクラブ設立事業	2,925,000
公益社団法人 日本水難救済会	102-0083	東京都千代田区麹町4丁目5番地	水難救済思想の普及(「海の安全ハンドブック」作成)	436,000

⑤文化財の保護を行う事業(1団体 450,000円)

配分団体		住所	使途内容	配分額 (円)
名称				
特定非営利活動法人 大牟田・荒尾炭鉱のまちファンクラブ	836-0841	福岡県大牟田市築町2-8 大牟田カメラ3階	三池炭鉱(世界文化遺産)で使役された日本在来馬の顕彰、保護、共生を目的とした調査・啓発事業	450,000

⑥青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業(28団体 35,211,000円)

配分団体		住所	使途内容	配分額 (円)
名称				
特定非営利活動法人 ゆめの種子(たね)トーベツ	061-0218	北海道石狩郡当別町樺戸町106番地21	湯山家旧宅の利便性向上のための改修事業	3,255,000
特定非営利活動法人 盛岡ユースセンター	020-0022	岩手県盛岡市大通三丁目1-23 クリエイトビル3階	不登校生と保護者および関係者のエンパワメントのためのセミナーおよび体験活動事業	500,000
特定非営利活動法人 次世代教育センター	302-0038	茨城県取手市下高井1271番地	次世代を担う子どもの健全育成のための、教育プロジェクト事業-英語・科学・自然体験活動-	430,000
特定非営利活動法人 子ども劇場千葉県センター	260-0031	千葉県千葉市中央区新千葉2-17-6 サンコート新千葉102号	長期入院や児童福祉施設にいる子どものQOL向上のための笑顔のおくりもの事業	1,944,000
特定非営利活動法人 子どもとまつど	271-0051	千葉県松戸市馬橋2855番地 マンションニュー松戸407号	主に学童期の子どもと障がい者との交流を図ることで「心のバリアフリー」を推進する事業	500,000
一般社団法人 自在	220-0006	神奈川県横浜市西区宮ヶ谷3-1 ハイツIMA13F	困難を抱えた若者(不登校・ひきこもり・貧困)のための学習支援及び家庭支援事業	4,500,000

配分団体		用途内容	配分額 (円)
名称	住所		
特定非営利活動法人 ムーミンの会	220-0055 神奈川県横浜市西区浜松町10番10号 なかまの社	ムーミンなかま食堂事業	500,000
特定非営利活動法人 のあインターナショナルスクール	247-0024 神奈川県横浜市栄区野七里一丁目37-10	障がいの有無にかかわらず、子ども一人ひとりの特性に応じた特別支援教育事業	350,000
特定非営利活動法人 みんなの街	408-0202 山梨県北杜市明野町小笠原3562	参加者による自己運営を目指した、自分で考え、動ける力を育むフィールド作り	500,000
公益社団法人 全国少年警察ボランティア協会	102-0093 東京都千代田区平河町1丁目8番2号 山京半蔵門パレス303号	インターネット利用に係る非行及び被害防止対策の推進のためのセミナー事業	500,000
特定非営利活動法人 ピアサポートネットしゅや	150-0013 東京都渋谷区恵比寿4-7-7 KTビル201	ひきこもり状態にある若者とその家族をピアサポートで支えるための訪問支援員の養成事業	1,600,000
特定非営利活動法人 CNSネットワーク協議会	151-0051 東京都渋谷区駄ヶ谷四丁目26番11号 代々木TH&ビル5階	ひきこもりの若者を抱える家族の心のケア及び支援力向上のための家族会事業	480,000
特定非営利活動法人 チャイルドライン支援センター	162-0065 東京都新宿区住吉町8-5 曙橋コーポ2A	子ども達が生きやすい環境を整えることを目指し行うチャイルドライン全国フォーラム事業	2,593,000
特定非営利活動法人 東京児童文化協会	162-0804 東京都新宿区中里町3番地 南雲荘202	高齢者や被災者を励ますための「お手紙キャラバン隊」事業	4,000,000
特定非営利活動法人 芸術資源開発機構	168-0082 東京都杉並区久我山5-23-2	高校生の「生きる力」をはぐくむための美術鑑賞教育を変革する事業	500,000
特定非営利活動法人 市民共同学習プロジェクト子どもひろば	208-0002 東京都武蔵村山市神明2丁目38-18	不審者の犯罪被害から子どもを守るための安全講習事業	430,000
公益財団法人 金沢子ども科学財団	920-0913 石川県金沢市西町三番丁16番地	児童生徒のハイレベルな算数・数学問題へのチャレンジを支援するオリンピック支援講座事業	400,000
特定非営利活動法人 しずおか環境教育研究会	422-8077 静岡県静岡市駿河区谷田1170-2	環境教育の場の創造のための担い手創出事業	350,000
特定非営利活動法人 こどもNPO	458-0818 愛知県名古屋市長区鳴海町字大清水69-1116	子どもの最善の利益保障と子どもの社会参画を一体推進する地域の場づくり事業	2,959,000
特定非営利活動法人 日本こころのカウンセリング協会	471-0823 愛知県豊田市今町3-7-50	不登校や引きこもりのサポーター養成のための講習会事業	350,000
特定非営利活動法人 すいた体験活動クラブ	565-0854 大阪府吹田市桃山台2-3-10-402	児童たちが校庭で「サツマイモ」と「ジャガイモ」を栽培する学習支援事業	400,000
特定非営利活動法人 子どもNPOはらっぱ	599-0202 大阪府阪南市下出477-5 こどもセンター（ふれ愛ホーム）	「18歳までの子どもの声を聴く相談員配置」のための基礎整備事業	450,000
特定非営利活動法人 ふおーらいふ	655-0022 兵庫県神戸市垂水区瑞穂通7-2	不登校・発達障害の子どもが社会的自立に向かうための教育支援プログラムの構築事業	1,600,000
特定非営利活動法人 えひめ子どもチャレンジ支援機構	791-1136 愛媛県松山市上野町甲650番地 愛媛県生涯学習センター内	青少年の健全育成を支える地域教育の再構築事業	500,000
特定非営利活動法人 どんぐり王国	797-0010 愛媛県西予市宇和町明間1766番地	不登校・ひきこもりの青少年に対する学校復帰、社会復帰及び就労支援のための冷蔵設備付倉庫設置事業	2,820,000
社会福祉法人 興隆会	879-0607 大分県豊後高田市新栄字浦1208番地1	保育備品運搬及び保育環境整備のための車両導入事業	600,000
特定非営利活動法人 ネットポリス鹿児島	892-0862 鹿児島県鹿児島市坂元町7番74号	青少年が正しくスマートフォン等を利用できる環境づくりのための指導者養成講（安心ネット指導員養成講座）	500,000
一般社団法人 沖縄産業開発青年協会	905-1204 沖縄県国頭郡東村字平良380-1	沖縄県産業開発青年協会における隊員送迎ならびに視察者の協会内案内のための輸送車輛の購入事業	1,700,000

⑦健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業(1団体 363,000円)

配分団体			使途内容	配分額 (円)
名称	住所			
特定非営利活動法人 ASA奄美スポーツアカデミー	894-1113	鹿児島県奄美市住用町見里1084-1 奄美体験交流館内	鹿児島国体・全国障害者スポーツ大会にむけたスポーツ環境設備を図るための事業	363,000

⑧開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業(1団体 3,360,000円)

配分団体			使途内容	配分額 (円)
名称	住所			
特定非営利活動法人 メンターネット	700-0807	岡山県岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ2階3号室	外国人技能実習生のための教育支援事業	3,360,000

⑨地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るために行う事業  
(3団体 7,914,000円)

配分団体			使途内容	配分額 (円)
名称	住所			
特定非営利活動法人 富士山測候所を活用する会	102-0083	東京都千代田区麹町1-6-9 DIK麹町ビル901	地球環境観測拠点としての富士山測候所の自立電源による越冬稼働の為の事業	3,346,000
特定非営利活動法人 環境修復保全機構	195-0064	東京都町田市小野路町2987-1	家庭用炭素貯金キットを活用した低炭素・循環型社会の形成促進事業	2,968,000
特定非営利活動法人 R. I. La	207-0012	東京都東大和市新堀2-1453-61	東京都多摩エリアにおける里山における竹林の整備活動並びに里山に生息する野生動物の調査活動	1,600,000

(2) 東日本大震災及び平成28年熊本地震の被災者救助・予防(復興)助成(21団体 57,628,000円)

東日本大震災及び平成28年熊本地震による被災者の救助又はその予防(復興)を目的とする事業

配分団体			使途内容	配分額 (円)
名称	住所			
特定非営利活動法人 心の架け橋いわて	020-0013	岩手県盛岡市愛宕町11-10-407	東日本大震災被災者のメンタルヘルスケアのための長期支援事業	3,178,000
特定非営利活動法人 吉里吉里国	028-1101	岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里3-6-28	大槌の地域復興のための大槌の森林の再生と人材の育成事業	3,003,000
一般社団法人 MMIX Lab	980-0812	宮城県仙台市青葉区片平1丁目3-2-910	復興公営住宅等の被災住民主導でコミュニケーション向上のための食とアートによる復興支援事業	3,960,000
特定非営利活動法人 仙台夜まわりグループ	983-0044	宮城県仙台市宮城野区宮千代2丁目10番12号	「仙台及び東北全域の被災者を含む生活困窮者のための相談業務及び、生活取り戻し伴走事業」	2,800,000
特定非営利活動法人 亙理いちごっこ	989-2351	宮城県亙理郡亙理町字南町東10-1	被災地域住民による健康的手作りの食を通じたコミュニティ活動	4,500,000
宗教法人 御霊神社	960-1435	福島県伊達郡川俣町字大作18番地	被災地復興のための踊り舞台等保管庫新築工事事業	4,000,000
特定非営利活動法人 ビーンズふくしま	960-8066	福島県福島市矢剣町22-5	避難生活を送る子どものための居場所づくりとそこでの遊び・学習・地域との交流機会づくり事業	4,000,000
特定非営利活動法人 市民公益活動パートナーズ	960-8101	福島県福島市上町3番4号 コマ福島ビル9号	被災地から信頼されるための組織づくりと公益法人・認定NPO法人への移行支援事業	3,580,000
特定非営利活動法人 表郷ボランティアネットワーク	961-0416	福島県白河市表郷金山字越堀151番地1	被災地高齢者の生活支援(ご用聞き)及び、原子力災害風評被害払拭、安心・安全PR事業	900,000
特定非営利活動法人 会津地域連携センター	965-0035	福島県会津若松市馬場町1-20-2F	会津に避難されている方への生活応援・交流・コミュニティ再生事業	2,840,000
特定非営利活動法人 アレルギーを考える母の会	241-0024	神奈川県横浜市旭区本村町17-1-106	東日本大震災、熊本地震被災地域のアレルギー児を支える研修・スキンケア講座事業	2,400,000

配分団体		用途内容	配分額 (円)
名称	住所		
特定非営利活動法人 日本臨床研究支援ユニット	101-0021 東京都千代田区外神田2-19-3 お茶の水木村ビル2F	災害公営住宅入居者の健康課題把握と解決策立案のための健康相談事業	1,149,000
公益財団法人 オイスカ	168-0063 東京都杉並区和泉2-17-5	被災地の復興、環境改善・整備のための支援事業	1,776,000
特定非営利活動法人 山の自然学クラブ	168-0071 東京都杉並区高井戸西1-26-5	自然の恵みと地産資材の活用により地域の生活と自然を再生し活性化する運動	2,240,000
特定非営利活動法人 野外遊び喜び総合研究所	183-0035 東京都府中市四谷3-27-1 ウェルズ府中96-A	福島の子どもと家族が「生き抜く力」を養う復興支援事業	2,800,000
特定非営利活動法人 菜の花プロジェクトネットワーク	521-1311 滋賀県近江八幡市安土町下豊浦3番地	東日本大震災の被災地における農地再生と地域復興のためのボランティア事業と、これまでの活動の成果・課題・展望と検証事業	1,962,000
特定非営利活動法人 和	600-8833 京都府京都市下京区七条大宮西入西酢屋町10	関西への広域避難者のための個別援助及び共助活動支援事業	3,200,000
特定非営利活動法人 福島の子どもたち香川へおいでプロジェクト	760-0022 香川県高松市西内町7-25	福島の子どもたちの保養を通して被災地と香川をつなぎ息長い支援の輪を広げる事業	1,200,000
特定非営利活動法人 でんでん虫の会	862-0950 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目11番27号	熊本地震で被災したひとり暮らしの方々が安心して暮らすための支えあい事業	4,000,000
特定非営利活動法人 九州バイオマスフォーラム	869-2621 熊本県阿蘇市一の宮町宮地5816	熊本地震の土砂災害警戒区域における森林整備とコミュニティづくり	3,500,000
一般社団法人 みらい	901-2424 沖縄県中頭郡中城村南上原1000-1 学生サービスセンタービル2F	東日本大震災で被災した岩手県大船渡市の児童の精神的救済のための支援事業	640,000

(3) 平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に必要な資金  
(1団体 34,184,648円)

配分団体		用途内容	配分額 (円)
名称	住所		
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会	105-6308 東京都港区虎ノ門1-23-1 虎ノ門ヒルズ森タワー 8階	東京2020大会のマスコット発表イベントに係る事業	34,184,648

## 5 日本郵便（株）の寄附金の事業別配分推移

(金額：万円)

事業\項目	平成26年用		平成27年用		平成28年用		平成29年用		平成30年用(案)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1号事業(社会福祉増進)	215	39,618	202	40,132	155	30,137	150	24,869	112	17,618
2号事業(非常災害救助・予防)	26	10,136	31	8,612	30	9,617	38	11,095	25	6,636
(再掲)東日本大震災及び平成28年熊本地震*1	24	9,659	27	7,821	27	9,277	33	10,248	21	5,763
3号事業(特殊疾病治療・予防)	0	0	2	336	1	320	2	655	2	750
4号事業(原爆治療・援助)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5号事業(交通事故・水難)	1	50	1	28	2	428	2	68	2	336
6号事業(文化財保護)	3	750	2	473	1	52	0	0	1	45
7号事業(青少年健全育成)	39	5,640	36	4,812	40	5,667	29	4,553	28	3,521
8号事業(健康保持増進)	1	50	3	300	3	132	1	50	1	36
9号事業(海外留学生援護)	0	0	2	270	1	428	0	0	1	336
10号事業(地球環境保全)	12	4,158	5	1,229	10	2,015	10	2,133	3	791
計*2	297	60,402	284	56,191	243	48,795	232	43,421	175	30,070

\*1：平成29年用配分より公募開始

\*2：金額を四捨五入しているため、計は一致しない

## 6 関係法令条文

### ○お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号）

**第二条** 会社は、前条の規定により発行するお年玉付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- 一 発行の数
- 二 販売期間
- 三 くじ引の期日
- 四 前条第一項の金品の金額又は種類及び当せんの数
- 五 前条第一項の金品の支払又は交付の期日及び手続

#### （寄附金付郵便葉書等の発行）

**第五条** 会社は、寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手（お年玉付郵便葉書等を含む。以下「寄附金付郵便葉書等」と総称する。）を発行することができる。

2 前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを寄附目的とするものでなければならない。

- 一 社会福祉の増進を目的とする事業
- 二 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業
- 三 がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業
- 四 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業
- 五 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業
- 六 文化財の保護を行う事業
- 七 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業
- 八 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業
- 九 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業
- 十 地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業

3 会社は、第一項の規定により発行する寄附金付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、当該寄附金付郵便葉書等が、寄附金付きのお年玉付郵便葉書等である場合には、当該お年玉付郵便葉書等に係る第二条の規定による公表の際、同条各号に掲げる事項のほか、第一号及び第四号に掲げる事項を公表すれば足りる。

- 一 寄附目的
- 二 発行の数
- 三 販売期間
- 四 付加される寄附金の額

4 寄附金付郵便葉書等には、寄附金の額を明確に表示しなければならない。

### (寄附の委託)

**第六条** 会社（寄附金付郵便葉書等の販売に関する業務の委託を受けた者を含む。）から寄附金付郵便葉書等を購入した者は、その購入によつて、寄附金付郵便葉書等に表示されている額の寄附金を、当該寄附金付郵便葉書等につき前条第三項の規定により公表された寄附目的をもつて寄附することを会社に委託したものとする。

### (寄附金の処理等)

**第七条** 会社は、前条の規定により委託された寄附金を遅滞なく取りまとめるものとする。

- 2 会社は、前項の規定により取りまとめた寄附金（次条及び第九条を除き、以下単に「寄附金」という。）の額から、当該寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに同項の規定による取りまとめのため会社において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に要する費用の額を控除するものとする。
- 3 会社は、前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第五条第三項の規定により公表した同項第一号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定するものとする。
- 4 会社は、前項の規定による決定をするに当たつては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の使途の適正を確保するために当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を定めるものとする。
- 5 会社は、第三項の規定による決定をし、又は前項に規定する当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。
- 6 会社は、第三項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、その内容を公表するとともに、当該配分団体に係るその内容及び第四項に規定する事項を当該配分団体に通知しなければならない。

**第八条** 配分金の辞退等により、交付し、又は交付すべきであつた配分金の全部又は一部が返還され、又は交付できなくなつたときは、当該返還され、又は交付できなくなつた配分金は、その返還され、又は交付できなくなつた日以後最初に第五条第一項の規定により発行される寄附金付きの郵便葉書（第一条第一項の規定によりお年玉付きとして発行されるものに限る。）にその額が表示されている寄附金とみなす。

**(寄附金の経理等)**

**第九条** 会社は、寄附金を配分団体に交付するまでの間、これを運用した場合において、利子その他の収入金が生じたときは、その収入金を寄附金に充てるものとする。

2 前条の規定は、前項の利子その他の収入金について準用する。

**第十条** 会社は、毎年、前年の十月一日からその年の九月三十日までの間における寄附金に関する経理状況を公表するものとする。

**(協議等)**

**第十一条** 総務大臣は、第七条第五項の認可をしようとするときは、当該寄附金付郵便葉書等の寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議し、かつ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

**(政令への委任)**

**第十二条** この法律に定めるもののほか、寄附金の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

**(罰則)**

**第十三条** 第七条第五項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした会社の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

**○お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和33年政令第279号）**

**(寄附金の配分を受けようとする団体の公募)**

**第一条** 日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、お年玉付郵便葉書等に関する法律（以下「法」という。）第七条第三項の規定による決定をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該寄附金の配分を受けようとする団体を公募しなければならない。

**(審議会等で政令で定めるもの)**

**第四条** 法第十一条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

**○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成27年法律第33号）**

**第二節 寄附金付郵便葉書等の発行の特例**

第十五条 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等は、同条第二項に規定するもののほか、組織委員会が調達する大会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができる。この場合においては、組織委員会を同項の団体とみなして、同法の規定を適用する。